

北海道 下川町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

○議会基本条例の制定

下川町議会では、平成 27 年度以降、①議会の機能充実、②議員の政策能力の向上、③議会の見える化を柱として、議会活性化の取り組みを進め、「議会モニター制度」「町民意見交換会制度」などを導入し広聴機能を強化してきた。また、政務活動費廃止に伴い議会図書の充実を図ってきた。

更なる議会活性化の取り組みとして、令和 2 年 7 月に議会活性化等調査特別委員会を設置し、議会活性化の基本指針となる「議会基本条例」の制定に向けた取り組みを進めるにあたり、先進地議会の調査の実施や議会改革に精通する講師を招いて講演・研修会を実施し助言指導を受け、議員間討議を重ねてきた。町民との意見交換や条例素案への 2 回のパブリックコメントを実施して、町民の意見を反映させた議会基本条例を令和 3 年 3 月定例会において制定した。

(1) 通年議会の導入

議会の主体性と機動性を高めるため、令和 3 年 5 月から通年議会を開始した。本会議や委員会が迅速かつ弾力的に開催できるようになり、各委員会の活動においても活発化している。また、専決処分が限りなく少なくなるなど、町政に対する監視機能強化が図られている。

一方で実際の運用上において迅速な対応を要するものを想定して、迅速な解決を図る必要があるものや、災害等の対応等を含めて必要となる事項については専決処分ができるよう「議会の委任による専決処分事項の指定」を議決している。

(2) 議会基本条例の検証と議会白書

議会基本条例において、1 年ごとに条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証すること、また、議会活動の活性化を図ることを目的として、議会の活動状況を議会白書としてまとめ、1 年ごとに公表することを規定している。このことから毎年発行する議会白書において、1 年間の議会活動状況や議案の賛否、一般質問・文書質問、各委員会の活動状況などを公表している。

また、議会基本条例の目標が達成されているかの検証や議会の活動目標と評価だけではなく、各議員における活動目標と自己評価についても公表している。これらを公表するこ

とで、議会及び議員活動の透明性の向上や町民への情報提供が図られるとともに、議会全体においても効率的な運営に寄与している。

（３）議決事件の追加

議会基本条例に議決事件を次のとおり追加規定し、監視機能を高めている。

- ①下川町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画
- ②定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告
- ③包括連携協定(締結前に議決することが困難である場合は、締結後において承認を求めるものとする。)
- ④下川町森林整備計画(軽微な変更を除く。)
- ⑤下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(施策および事業の変更を除く。)

（４）文書質問の実施

議会基本条例において、通年議会を活用し、休会中においても主体的かつ機動的な議員活動に資するため文書質問を行うことができることを定めた。文書質問は、定例会議を開催する月を除く月に行うことができ、内容は一般質問として行う内容に相当する程度としている。各議員からの文書質問のほかに、令和５年２月には、議会モニター（高校生モニター）からの質問を議会として執行者側に伝える形として、文書質問を実施している。

○議員間討議の取組み

平成２７年から行っている議会活性化の取組みの一つとして、各委員会、全員協議会において「議員間討議」を導入している。令和３年３月に制定した議会基本条例においても、討論・議論による合意形成に務めると規定しており、議会の意思決定にあたり議員相互の自由討論で議論を尽くして合意形成を図っている。

○下川町議会諮問会議の設置

下川町議会では、基本条例の制定時において、議員定数及び議員報酬を改正するための条例案は、議員が提案すると定めた。このことから、町の特別職報酬等審議会条例から議会議員を削除している。

議員定数及び議員報酬を条例改正にあたっては、議会運営委員会で十分議論するとともに、議会基本条例で町民会議やアンケート調査等により十分に町民の意向を確認するなどして決定していくことが規定されている。それらの目的を達成する手段のひとつとして、

「下川町議会諮問会議」が令和3年11月に下川町議会の附属機関の位置づけで設置された。

下川町議会諮問会議は、委員の任期は2年となっており、5名の委員を委嘱している。設置後11回の会議が開催されている。

（事績2）住民に開かれた議会

○町民意見交換「議員とフリートーク」の開催

平成27年度から、町民から議会活動や町政に対して直接意見を伺う機会として、町民意見交換会「井戸ばた会議」を定例会前に開催してきた。「井戸ばた会議」ではテーマに沿って町民と意見交換を行い、その後の議会活動に反映してきた。

令和5年の改選後からは、町民の声に耳を傾ける場として、様々な町民の声を聴けるようテーマを設けないフリートーク形式とし、また、議員を身近に感じてもらえるよう、名称を「議員とフリートーク」に変えて開催している。以前は夜だけの開催だったが、参加者からの要望もあり午前中にも開催したところ、参加者の幅や人数の増加に繋がっている。

○議会の見える化

・インターネット中継（YouTube 配信）の実施

平成27年9月から、一般質問をDVDにし町の図書室に設置してきた。平成29年9月からは本会議の録画配信を行っている。令和5年に録画配信の導入に伴い一般質問DVDは廃止している。

・議会だより、かわら版（議会だより速報版）の発行

年4回の議会だより発行のほか、令和5年6月よりかわら版（議会だより速報版）を不定期発行している。かわら版は、主に町民生活に直接つながる議案などが可決された場合等に発行している。

・議会ホームページ等の充実

「開かれた議会」を目指して、議会の情報発信に努めている。

議会ホームページでは、定例会議や臨時会議の告知のほか、次の情報を掲載している。

- ▽会議録（定例会議、臨時会議）
- ▽文書質問及び回答
- ▽議会だより
- ▽議会白書
- ▽YouTube リンク（本会議の様様）
- ▽その他のお知らせ

○議会モニター制度・高校生モニター制度の導入

平成 30 年度から、議会モニターを設置し議会活動に対する多様な意見・提案等を受け議会活動に反映してきた。

議会モニターは町民 6 名に委嘱しており、アンケート形式で本会議の傍聴やインターネット配信（YouTube）の視聴、議会だより、議員とフリートークへ参加した意見・感想をいただいている。

令和 5 年度は、議会モニターと議会が直接意見交換を実施するモニター会議を開催した。本会議傍聴や議会だよりの感想、議会モニターを務めた感想や意見をいただいた。また、議会運営について様々な提案や意見をいただいております、今後の議会運営に反映させていきたいと考えている。

また、議会モニター導入と同時に高校生モニターも導入し、地元高校の高校生にモニターを依頼し、議会だよりの感想や本会議を傍聴した感想をいただいていた。その後、高校生に本会議場の議員席に座ってもらい議員に対して質問を行い、議員が回答するという内容を追加してきた。

令和 5 年度は、更に発展させ議場で一般質問を体験するという形で執行者（町長・副町長・教育長）に質問を行った。高校生は、5～6 名程度のグループとなり代表者が質問する形をとり、議員は、高校生が考えてきた質問へのアドバイスやどのような再質問にするかなどサポートを行った。質問は、生徒が事前に町の実態や自分たちの生活に対する課題に対して考えてきた。当日は、サポートの議員とともに一般質問、再質問を行ったが、予定していた質問のほかに再質問で追加の質問をする生徒も見られた。

この高校生モニターの提言により、翌年度には予算が組まれ、公共施設に新たに Wi-Fi が整備されることとなった。

神奈川県 寒川町議会

(事績 2) 住民に開かれた議会

寒川町議会は、これまで町民から直接選挙で選ばれた議員と町長とで構成された二元代表制のもとで、相互に対等で緊張ある関係を保ちつつ、身近な民主主義の実現や町民の福祉向上のため、町民の負託に応える活動を行ってきた。

「住民に、より開かれた議会」を目指すため平成 19 年に任意に組織した「議会改革推進委員会」を設置し、2 年間で 1 期とし、現在も引き続き改革を進めている。これまで平成 20 年に本会議のインターネット中継の開始、平成 24 年に通年議会の導入、平成 26 年に CATV の議会予・決算特別委員会の放送の実施、ペーパーレス化や効率的な議会運営及び議会活動能力の強化を図るため、平成 27 年にタブレットの導入等に取り組んできた。そのような中、令和 4 年から令和 6 年 1 月までの 3 年間、26 回にわたる協議・検討を進め、令和 6 年 6 月 21 日の本会議で議会基本条例を全会一致で可決した。この条例は、改革を後戻りさせず確実なものとし、社会経済状況の変化へ迅速に対応するため、継続的に改革を実施していく決意であり、また今後もより一層町民の負託に応え、開かれた議会であることを目指すとともに、子どもたちに政治を自分事として考えてもらうよう全国で初めて主権者教育推進を明文化したものである。

主権者教育推進を明文化した背景として、昨今、選挙における低投票率や政治への無関心が深刻化していることがある。特に若者の政治や選挙に対する意識は高いとはいえない。このような課題は全国共通のものであり、総務省や三議長会においても主権者教育の取り組みが進められていることから、町議会としても基本条例制定を契機として、この課題に向き合うことになった。また、選挙権が 18 歳へ引き下げられたことから、政治や選挙については早期に学ぶことが望ましいと考え、主な対象を児童生徒としたことが特色である。制定に伴い、具体的な内容は、あまり前例のない新しいものとし、体験型イベントの企画や全国初となる議会のテーマソング作成など、親しみやすさや参加しやすさを重視した。

1. 特色ある主権者教育

小学生の親子を対象にした「のぞいてみよう 寒川町議会親子探検ツアー」を、本年 8 月 8 日に実施した。当日は 8 組 21 人が参加。各グループに分かれ、議員がコンダクターとなり、議長室や委員会室をツアー形式でめぐり、各部屋では担当の議員が部屋の説明をし、子どもたちは実際に椅子に座ってみたり、疑問に思ったことを質問したりした。本会議場の見

学では、子どもたちは順番に議長席に座り、記念撮影。最後、子どもたちは一同に議員席に座り、通常の議会と同じ言葉遣いや進行により出題されるクイズを実際の採決システムにより回答し、親しみやすさと雰囲気を感じ取ることができる体験型の事業とした。

2.全国初となる議会のテーマソング

議会の認知度向上、より議회를身近に感じてもらえるよう、議員と議会事務局職員によりオリジナルソングを2曲作成した。

「議会チャチャチャ」は、本会議の言葉遣いをそのまま用いながらもキャッチーなフレーズを取り入れ、真面目さとユーモアさを取り入れ、思わず口ずさんでしまうことで、議会を意識してもらうことも狙いである。

「みんな主権者」は、主権者教育に資するため、町議会として、主権者へ伝えたい思いを歌詞にして、音楽に乗せて伝えることで学ぶというより、聞くことで自然に学べるようにした。

また、議会や議員を少しでも身近に感じてもらえるよう、「議会チャチャチャ」をBGMに、「町議会議員たちのとある1日」を再現する動画を作成した。

3.広報の充実

令和6年5月号から、親子で議会だよりを手取るきっかけとなるよう、主に小学生へ向けた主権者教育用のコーナーである「議会ラボ」を新たに設けた。本コーナーでは、議会に関することをわかりやすく説明し、今号で説明した内容から次号でクイズを出題する形式となっている。

4.議会報告会

平成30年から「身近に」「気軽に」「リアル」をモットーにワールドカフェ形式の意見交換会であるオープントーク café を実施し議会報告会に代わる自由な「しゃべり場」を始めた。本年11月9日には、「ユーストーク cafe」と称し、議会報告会の新たな手法として政策決定体験カードゲーム及び意見交換会を実施するが、主権者教育推進のため、今回は対象を中高生から25歳未満とした。

5.住民との関係強化

これまで、執行部への政策提言に向けて各種団体との意見交換会を積極的に実施してき

た。条例制定後は、児童生徒も対象とするなどさらに力を入れて実施していきたい考えである。また、議会を身近に感じてもらうため、平成 31 年から開始したインターネットラジオ番組についても、より興味を持っていただけるよう内容を充実させていく。

鹿児島県 知名町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

(1) 条例による議決事件の追加

平成 25 年 4 月施行の議会基本条例の規定に、知名町総合振興計画基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更に関する事項や 5 年以上を 1 期とする町政全般にわたる施策に係る重要な計画策定、変更及び廃止に関する事項を議決事件として追加し、議決権の拡大を図っている。

(2) 決算審査の審査意見提出による監視機能の強化

一般会計等の決算の審査については、9 月定例会で議長、議選監査委員を除く 10 名の委員で構成する特別委員会を設置して審査を行い、審査の結果、集約された意見を議会の意見として町長に申入れ、予算執行、財政運営等に係る後年度への改善事項を明確に示して、監視機能の強化に努めている。

(3) 委員会での積極的な自由討議の実践

議会基本条例に、議会は議員相互間の討議を中心とした運営に努めることとしている。本会議、常任委員会や特別委員会において、議員提出議案、町長提出議案等に関し審査し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めることと規定しているが、実態においては、各常任委員会の事務調査において積極的に自由討議を実践して、政策論議を高めている。

(4) 外部の専門的知見の活用と専門分野に関する研修の積極的な実施

地方分権の推進が進む中、住民の意識の変化や価値観の多様化など議会が担う役割は益々重要となっており、住民福祉の向上のため自主性や自立性を充分発揮できるよう令和 3 年 3 月から議会改革に取り組み、令和 4 年 4 月に議会改革推進会議を設置した。

町民の意見を基にした政策サイクルによる議会運営を目指しており、日本生産性本部の地方議会成熟度モデルを活用し、議会が抱える課題を明確にし、議員の資質向上と議員間の合意形成を目的に、オンラインを活用した研修会や意見交換を行い議会改革に積極的に取り組んでいる。

青森大学の佐藤教授による zoom を使った議員間討議と対話のオンライン研修会を行い、対話の技術力向上を図りながら商工業や女性連絡協議会とも意見交換会を行って町民の意見の聴取と住民との対話に努めた。

令和 5 年 5 月に佐藤教授を招聘し、町づくりワークショップ研修会を開催し政策サイ

クルのまとめについて研修した。

議会では、このように専門的知見の活用を図り、議員研修の積極的な実施に努めている。なお、令和6年6月に、議会改革推進会議において政策サイクルによる議会改革を今後も継続していくための報告書を取りまとめた。

(5) 政策提言書の提出

町の課題解決に向け、各常任委員会を議会改革推進会議の分科会と位置づけ、各常任委員会が所管事務調査の調査事項として町の総合振興計画のアクションプランに落とし込んで課題を選定し、令和6年6月定例会において、総務文教常任委員会が未就学児支援、経済建設常任委員会が新規就農者支援の政策提言書をそれぞれ調査結果として取りまとめ、議会として政策提言書提出に関する決議を行って町長に提出した。

(事績2) 住民に開かれた議会

(1) 議員と語る会

議会基本条例では、全議員出席のもとに町民の議員と語る会を少なくとも年1回開催し、町民の意見を聴取して、議会運営の改善を図ることとともに、町民福祉の向上に資するものと規定している。

町民の意見を政策提言に反映させるため、ワールドカフェを開催し、町民と議員が町の将来像などについて率直な意見交換を行っている。

令和6年度は6月25日～27日までの3日間町内6か所を常任委員会毎に町民と語る会を開催した。また町内の各種団体と懇談会も積極的に開催している。

町内の小中学生と子ども議会を開催し主権者意識の醸成にも取り組んでいる。また島内唯一の高校である沖永良部高等学校とも主権者教育を共同し、18歳を含む若年層の投票率の向上に努めている。

(2) 女性議会の開催

これまで女性議員のいなかった本町議会では、令和4年10月に町内の各種団体から3名と県内の2市町から2名の女性議員参加のもと知名町女性議会を議会議事堂で開催（町企画振興課主催に町議会も全面的に協力）し、女性議員誕生に向けた取り組みを行った。このことが、令和6年8月に執行された知名町議会議員選挙において先の女性議会に参加した1名が立候補しトップ当選を果たして女性議員誕生へとつながった。

(3) 議会活動の広報

議会活動の町民への周知として年 4 回開催する定例会後に議会だより発行している。発行にあたっては、議会報編集委員 6 名と議会事務局が企画編集を行い、町内は全戸配布、島外の出身者で希望された方へも送付している。

町のホームページの議会コーナーから過去の議会だよりや定例会の一般質問はリアルタイムで配信したのちにアーカイブ動画を公開している。一般質問通告書、議事日程など議会に関係する情報を積極的に発信するように努めている。また議会 Facebook で日々の議会活動を発信している。

(4) 議場のバリアフリー化

町の新庁舎建設（令和 6 年 4 月完成）において議場のバリアフリー化を実現し傍聴しやすい環境整備を行った。庁舎玄関から議事堂までの移動について途中に障害物などなく、配慮が必要な方にも優しい庁舎となっている。また傍聴席の入口も大きなドアを設置し傍聴席も広くとっており車椅子でも移動しやすい設計となっている。

(事績 3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

(1) 議場のバリアフリー化

全国的に課題となっている議員のなり手不足については本町においても課題となっている。町民から議員定数削減などの声もある中、多種多様な人材が志を持って立候補しやすい環境を整備することが喫緊の課題となっている。

令和 6 年 4 月に完成した新庁舎の議場は段差を無くしたバリアフリーとなっており、傍聴者も来場し易い環境となっている。

(2) 女性議員の誕生

本町議会では女性議員については立候補自体なく町政施行以来男性議員のみの議会運営となっており、議会における男女共同参画の面からも女性議員の誕生は町民にとっても期待するところであり早急な対応が求められる状況にあった。

このようなことから令和 4 年 10 月に町内の各種団体から 3 名と県内の 2 市町から 2 名の女性議員参加のもと知名町女性議会を開催し女性議員誕生に向けた取り組みを行った。

令和 6 年 8 月に執行された知名町議会議員選挙において先の女性議会に参加した 1 名が立候補しトップ当選を果たし、同年 9 月に開催された定例会において女性の視点から一般質問を行い新しい風を議会にもたらした。

(3) 議員報酬の適正化

議員報酬については、議会改革推進会議の報告書で、今後取り組んでいく事項としている。町民との対話を丁寧に行いながら、他市町村の取組も参考にして議員報酬の適正化に向けて取り組むことにしている。

宮城県 柴田町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

1 ワールドカフェを活用した盛んな自由討議

当町議会では、議会基本条例で規定する自由討議を積極的に実施している。柴田町議会自由討議実施要綱では「議論の論点や争点を整理し、議員間の理解を深めるため、様々な手法を用いて行うことができる」と規定しており、本格的な議論を行う前に、議題に対する議員間の情報の共有や論点・争点の整理を行うため、ワールドカフェの手法を活用した「議員間討議」を行っている。

令和5年12月には、町が建設を予定している新図書館の基本構想について2日間にわたって議員間討議を行い、全議員が一致した議会としての要望を町長へ提出した。

令和6年度6月会議では議案の上程後、初めて全議員で議案に対する審議に議員間討議を採用した。議員同士お互いの意見を聞くことで自分の考えを整理し、また新たな視点に気づくことで視野が広がり、より質の高い質疑へつなげられることを目的として行ったもので、その結果、討論となって採決時には意見が割れた議案も見られた。今後の会議でもこの提出された議案に対する議員間討議を行う予定としている。

また、予算審査や決算審査における特別委員会での審議の際にも議員間討議を行っている。直近では、令和6年度予算審査の際、予算の執行にあたり「道路や水路は住民に密着した部分であり改修の要望も多く先送りできないことを考慮して進めること」と「観光整備事業では、写真集や2町連携マップ等を作成し配布する予定である。予算執行にあたっては、柴田町の観光に効果的に活用されたい」という2つの要望事項を町へ提出した。

2 タブレット端末の活用

令和2年7月に全議員及び事務局職員にタブレット端末を整備した。議会資料のペーパーレス化だけではなく、Google カレンダーや Google チャットを用いることで、議員と事務局間での連絡やスケジュール共有などを行っている。また、Web 会議ツールである Zoom を使用し、オンラインによる会議や行政視察、町民との住民懇談会を行い、コロナ禍においても議会活動を制限させないように努めた。

令和6年度6月会議からは、これまで電子メールに所定の様式を添付してもらうことで受け付けていた一般質問の通告方法に Google フォームを採用した。通告された一般質問の内容は議員全員が閲覧できるようにし、通告がない場合でもフォームからその回答を送ってもらうことで、情報の共有と通告内容を取りまとめる事務量の軽減を図った。

(事績 2) 住民に開かれた議会

1 議会懇談会

当町議会の議会基本条例では、年 2 回以上の開催を義務付けている。

毎年、実行委員会を組織し、主に一般町民を対象とした一般懇談会、常任委員会の年間の活動テーマに関連する団体と意見交換する団体懇談会、町内の高校の生徒と行う懇談会の 3 つの懇談会を開催している。

一般懇談会に関しては、町民にとって身近な事柄を懇談のテーマとし、様々な世代の住民が参加しやすいと思われる曜日や時間帯に開催している。また、一般懇談会と高校生との懇談会は、ワークショップ形式で実施しており、議員がファシリテーターを務め、参加者全員が話しやすい雰囲気づくりを心掛けている。

令和 5 年度は、「子育て中の困りごとはありませんか？」をテーマに、ワークショップ形式で一般懇談会を開催した。令和 4 年度までは対象者を限定せずに開催していたが、町執行部が行っている住民懇談会と参加者の層を変えたいという思いがあり、町内の小中学校に通う児童・生徒の保護者に限定した。懇談当日は学校生活、家庭生活で悩んでいること、それに向けての解決策について話し合った。寄せられた意見については 1 2 月に議員間討議を行って取扱いを協議し、内容によって委員会で調査を行ったり、執行部へ情報提供などを行った。

令和 6 年度は町の消防団員を対象に 1 1 月の開催を予定している。

団体懇談会は、常任委員会単位で懇談会を行いたい企業や団体を選定し、実施している。令和 5 年度は総務常任委員会で町内 3 つの自主防災組織と、文教厚生常任委員会では学校支援ボランティア団体と、産業建設常任委員会では町の観光物産協会と行った。令和 6 年度は 7 月に総務常任委員会で町内大学の学生と行っており、産業建設常任委員会でも今年度開催を予定している。寄せられた意見は、委員会活動の有益な情報源となっている。

高校生との懇談会は、選挙権年齢が 1 8 歳へ引き下げられた平成 2 8 年度から、若者の政治への関心を高める目的で、町内唯一の高等学校である柴田高校と開催している。

令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症が「2 類感染症」から「5 類感染症」へ引き下げられたばかりであったことから人数制限を設けたが、令和 6 年度は人数制限を行わずに、公民の授業を履修している高校生徒全員と開催した。「1 0 年後も住み続けたいまちは？」をテーマに各班に分かれて協議した後、「そのために何ができる？」ということまで話し合い、最後にその内容を全体で発表した。

2 議長・副議長による出前授業

令和5年11月から主権者教育を目的として、正副議長が中心となり町内中学校へ出前授業を行っている。最も身近な地方議会の仕組みや当町議会の取組などについて説明し、質疑応答の時間も設けることで、今後有権者となり得る子どもたちの地方行政に対する意識の醸成を図った。

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

1 子育て世帯をターゲットにした議会懇談会

令和5年8月9日と8月10日の2日間わたって行われた議会懇談会では「子育て中の困りごとはありませんか？」をテーマに、ワークショップ形式で一般懇談会を開催した。対象は町内小中学校に通う保護者のため、懇談会の開催開始時間を平日の19時からとし、日中に仕事があっても参加しやすい時間に設定した。また、会場を1日あたり3つ、2日間で計6つの会場に分けて開催し、自宅や職場から近くの会場まで行きやすいよう配慮した。

懇談当日は各班に分かれ、議員と参加者が同じテーブルで席を並べ、懇談を行った。懇談会開催後のアンケートでは、今回の懇談テーマ・開催日時・開催場所に対し、良いとの回答がほとんどだった。また「議員のみなさんのイメージが議会の時と違い、やわらかい印象でとても楽しかった」「意見を交換できる貴重な時間でした」「今回、初参加でしたが議員のみなさんとお話できてとても勉強になりました。また参加したいです」といった声が多く上がっていた。

この懇談会を開催する前には、参加者から挙げられた悩みに議員が行政の視点から解決策を提案できるよう、あらかじめ義務教育世代に対する施策について執行部からレクチャーを受ける工夫を行った。

2 デジタルツールを活用した情報発信

平成22年9月から議会のホームページ上で議員個人の議案に対する賛否や会議への出席状況を、平成29年5月からは政務活動費の収支報告書・領収書と各常任委員会の年間活動計画書と報告書を公開している。また、一般質問通告書も該当の会議の開催告知日に公開し、当日どのような一般質問が行われるか周知している。

平成29年6月からは本会議のライブ配信、平成29年4月の議員改選時には各議員の自

己紹介のショート動画を YouTube で配信している。また令和 2 年 8 月からは議会公式 Facebook、令和 3 年 12 月からは議会公式 Instagram の運用を行っている。投稿数はどちらも 200 件を超えており、行われた議会活動を適時更新している。

令和 4 年の 7 月からは会議録検索システムを導入した。平成 19 年の 2 月からホームページ上に本会議の会議録を公開してはいたが、このシステムを導入したことにより、用語や発言者から会議録を検索することができるようになったため、より簡単に目的の会議録を探し出すことが可能となった。

また、令和 3 年の 3 月から「会議録速報版」として未校正の会議録を該当の会議終了後、適時公開している。校正後の正式な会議録が公開されるまでの間、会議の概要をすぐに周知することを目的としている。

（事績 4）地方議会・地域活性化のために特別な取組みをした議会

1 議長・副議長による出前授業

令和 5 年 11 月から主権者教育を目的として、正副議長が中心となり町内中学校へ出前授業を行っている。最も身近な地方議会の仕組みや当町議会の取組などについて説明し、質疑応答の時間も設けることで、今後有権者となり得る町内在住の子どもたちの地方行政や政治に対する意識の醸成を図ることを目的としている。

令和 5 年 11 月 16 日に行った槻木中学校 3 年生に対する出前授業では、講師である正副議長が自己紹介の後、議員となったきっかけや議員の活動内容について講義し、その後、生徒たちはグループに分かれ、身の回りで起こっていることについて、当町への提案や要望をワールドカフェの手法を用いて話し合った。

主に、ごみに関する問題や iPad の使い方、交通安全対策、学校給食、施設や道路整備について意見が上がり、これらの意見は町執行部へ情報提供を行った。

生徒からは議員活動について「議員の仕事は町民の話に耳を傾ける、大切な仕事なのだと思います」「“尊重し合いながら討論する”という議会の方針も、たくさんの人を引っ張っていく立場として大事なことだと思います」などといった感想が、ワールドカフェについては「みんなの意見を聞いて、自分が考えた時には気づくことができなかった町の改善点がたくさんできておもしろかったです」「柴田町がよりよくなっていけるようなアイデアがたくさんでて、すごく勉強になりました」などといった感想が寄せられた。

令和6年2月19日から2日間に渡って行われた船岡中学校3年生に対する出前授業では、住民の代表を担っている議会の仕組みや選挙での1票の重さ、当町議会の取組などについて講義を行った。

講義後の質疑応答では「中学生でも陳情を提出することができるか」「新しい図書館を建設する狙いは何か」といった生徒の疑問に対し、講師である正副議長が回答を行った。

授業を終えて、生徒からは「この授業を通して地方自治についてより深く学ぶことができました」「3年後には選挙権を持ち、政治に参加する権利が得られるので、それまでにいろんなことを勉強して知識を持ちたいと思います」などといった感想が寄せられ、未来の主権者に対し、政治的教養に関する知識や機会に触れる場を提供することができた。

2 令和6年能登半島地震への支援

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の災害報道を受け、当議会では令和6年2月13日に開催した議員全員協議会において、議会として何か支援できることはないかとある議員が口火を切ったことで、次々と他の議員からも支援すべきだと声が上がった。

協議の結果、最も被害が甚大である石川県に対して災害義援金として20万円を拠出することを全会一致で決定し、令和6年2月21日付けで送金した。

福島県 昭和村議会

(事績 2) 住民に開かれた議会

議会の審議結果や議員活動等の内容を村民に広く周知するため、議会広報誌「昭和村議会だより」を定例会ごとの年 4 回の発行に取り組んでおり、議会の審議結果、一般質問や委員会審議の内容など、議会活動を広く村民に伝えるため、全戸配布及び村ホームページに掲載を行っている。

議会だより編集にあたっては、読みやすさ、見やすさ、分かりやすさを主眼に置き、議会だより編集委員会の委員 4 名を中心に、企画編集、写真撮影、レイアウトなどの作業を行っており、特に村民の関心度が高い一般質問の記事については、質問議員と掲載する記事について打ち合わせをした上で編集を行っている。

また、定例会・臨時会の審議結果については各議員の採決情報を掲載し、条例改正については一覧表として掲載するなど、村民の関心を意識した紙面づくりを心がけている。一般質問は、事前通告により一問一答方式を採用しており、更に議場を対面型にすることで、村民にとってより分かりやすい議論を展開している。一般質問の要旨については、議会運営委員会において定例会の日程が決定した後に、速やかに全戸配布による周知を行い、多くの村民に議会傍聴をしていただけるよう努めている。

また、よりよい紙面づくりを目指し、全国町村議会議長会や福島県町村議会議長会が主催する研修会へ積極的に参加するなど、研鑽を図っている。

(事績 4) 地方議会・地域活性化のために特別な取り組みをした議会

1 地域課題の解決に向けた常任委員会の取り組み

常任委員会の取り組みとして、産業建設常任委員会では、国道 400 号博士峠バイパスの供用開始に伴う効果をさらに波及させるため、主に観光面での地域活性化について観光協会、行政との意見交換を通じ課題の共有を図っている。また、総務厚生文教常任委員会では、小学校を訪問し、授業見学を通じて小中学校連携による乗入授業の効果や ICT 運用状況を調査し、昭和村の特色ある教育の在り方について学校長との意見交換を行うなど、今後の議会活動に反映するための活動に力を入れている。

2 議会改革特別委員会設置による議会活性化への取り組み

昭和村議会では、平成25年に昭和村の将来像に関する調査研究を目的に、昭和村将来構想特別委員会を設置し、農業対策、定住（移住）対策、福祉対策、教育文化対策、行政事務組織の視点からの振興策、また今後の議会と議員のあり方について協議検討を行うとともに、「村民との懇談会」の開催により、議員が集落に出向き意見交換を行う機会を設けながら、平成26年に提言及び報告書にまとめ執行機関に提出している。

また、近年においては村議会議員選挙2回連続の無投票を踏まえ、令和6年第1回定例会において昭和村議会改革特別委員会を設置し、議員報酬及び議員定数について活発な協議を重ねている。委員会では人口減少問題、議員のなり手問題、住民視点、財政問題、類似団体との比較等、様々な観点から検討し、今後の議会活性化に向け、若い世代や制約のある職業分野から議員に立候補できる環境を構築するためには、報酬の増額により生活が保障されることが必要であり、議員定数については村民の多様な幅広い意見を行政に反映させ、議会の機能維持を図るためにも、現状を維持することが必要との結果が報告された。報告内容については議会からの提言書として取りまとめ、令和6年9月に議長から村長に提言を行っている。

福島県 泉崎村議会

(事績 2) 住民に開かれた議会

村民の声を反映する村議会の果たす役割はこれまで以上に重要となっており、広く開かれた議会であることが求められている。

泉崎村議会では、村民に議会及び村政に関心を持ってもらえるよう、村民からより多くの意見を聞くため、議会から積極的に情報発信し、議会の内容を村民に理解してもらい村政の発展に寄与することを目的として、「子ども議会」を開催し子ども達からの意見・要望などの聴取や「議会広報紙」「ホームページ」での情報発信に取り組んでいる。

1 「子ども議会」の開催

全国的に地方自治や地域への関心と理解が薄れ、全国の町村議会では「増加する無投票」「定数割れ」、選挙での投票率の低下や町村議員へのなり手不足が深刻化している。

泉崎村では、平成 27 年 6 月に選挙権を得られる年齢を 18 歳以上に引き下げることなどを内容とする「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、平成 29 年度から次世代を担う村の子ども達が行政や議会の仕組みを学び、自分達が暮らす地域について自由な発想や視点から考え質問することで子ども達の主体性を育み、村づくりへの関心を高めてもらうことを目的として、通告による一問一答方式の一般質問をし、それらのことに村長、教育長、各担当課長が答弁を行う「子ども議会」が開催されている。

村内の泉崎第一小学校の小学 6 年生代表子ども議員から始まった子ども議会も翌年度の平成 30 年度からは泉崎第二小学校の 6 年生代表子ども議員が加わり、令和 4 年度からは泉崎中学校の生徒会役員が子ども議員として加わり現在に至っている。

当初、代表子ども議員以外の同級生については、子ども議会を議場において傍聴していたが、コロナ禍以降は傍聴者人数に制限がかかったことにより傍聴ができなくなってしまった。令和 2 年度からは、議場で傍聴できなくなった代わりに議場と各学校を繋ぐネットワーク環境を整備し、各学校からリアルタイムに子ども議会の傍聴が可能となっている。小学校においては、学年全員参加の子ども議会となっている。

質問内容は、回数を重ねるごとに地域のことを考えた意見や提案が多くなってきており、子ども達の提案から実際に実現した政策や要望したことの改善が図られた案件もあり、自ら考えた意見や要望の一部が現実化されているということで、子ども達による「子ども議会」は地域への期待と地方自治や議会などへ理解を深める良いきっかけとなっている。

2 議会広報紙「議会だより いずみざき」

本村議会では、定例会・臨時会の審議結果・一般質問及び議会活動を村民に周知するため、議会広報「議会だより いずみざき」の発行に取り組んでいます。議会広報は村内全世帯に配布され、ホームページからは第1号から最新号までバックナンバーが閲覧できるようになっている。

平成21年5月、創刊号となる第1号1ページの見出しは「開かれた議会を目指す」と題して議会広報が発行され、定例会ごとに年4回（2月・5月・8月・11月）発行し、令和6年11月で62号となっている。

広報の編集は、「議会だより編集委員会」を組織し村民に対して「分かりやすく」「親しみのある」紙面づくりを目指し取り組んでいる。委員会の構成は議員定数10名を半分に分け、5名の編集委員の任期を2年間として、全議員が議員任期中に1回は携わるものとしている。また、毎年開催される、福島県町村議会議長会主催の広報研修会に積極的に参加し編集ポイントや編集テクニックの知識の習得などのスキルアップを図っている。

3 インターネット等を活用した情報発信

ホームページ（スマートフォン対応）では、時間を問わず誰もが自由に閲覧できることから、基本的な情報として、議会概要、議員紹介、議会報告、議会だより、議会会議録（検索機能付き）の掲載及び本会議の中継録画を配信し本会議の内容を詳しく把握できる環境づくりを整備している。また、本会議開催時には、日程や一般質問通告内容などの情報を防災行政無線により村民へ周知し、多くの村民が議会に関心を持ってもらえるよう努めている。

茨城県 大子町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

■県北中央町村議会議長会（近隣町村）との連携

町村議会の円滑な運営と町村自治の振興を図ることを目的にした「県北中央町村議会議長会」という組織が設立されている。現在 4 町 1 村の議会が加盟しており、議会に関する情報連携を図っている。主な活動内容は次のとおり。

- 全議員を対象にした議員研修会を年 1 回実施
- 議長・副議長及び事務局長を対象にした研修視察を年 1 回実施
- 議会事務局の職員を対象にした事務局研修会を年 1 回実施

■議会災害対応マニュアルの策定

大子町議会では大子町議会基本条例第 12 条に基づき、平成 26 年 4 月に「大子町議会災害対応マニュアル確認表」（A4 サイズ 1 枚）を作成し、災害時の議会对応の共通認識を持った。その後、令和元年 10 月に東日本台風（第 19 号）の影響による中心市街地や役場庁舎の被災、令和 2 年からは新型コロナウイルスの猛威により、災害や異常事態に対する一層の危機感が高まった。そこで、町民の生命、生活に影響を及ぼす災害等が発生した場合の議会や議員の活動方針を明確に定め、「迅速な災害対応、議会の業務継続などの機能を発揮させることによって、災害等の早期復旧に役立てる」ことを目的として、令和 5 年 1 月に改めて「大子町議会災害時対応マニュアル」を策定した。

■タブレットを活用した防災訓練の実施

令和 6 年 7 月に、大子町が主催した防災訓練に合わせ、議会独自の防災訓練を実施した。訓練の内容は次のとおり。

- ① 安否確認と参集メッセージの送受信訓練（事務局から議会タブレットに送信した連絡事項に対し、自身の安否の状況及び現地対応の可・不可を返信する）
- ② 議会災害対策支援会議〔本部〕の設置訓練（正副議長及び議会運営委員長を参集）
- ③ 避難所開設の状況確認訓練（担当地区の議員が避難所へ行き、タブレットを使って撮影した映像や写真のデータを本部や各議員に送信する）
- ④ オンラインによる避難所からの状況報告訓練（zoom を活用した避難所からの中継）

(事績 2) 住民に開かれた議会

■新庁舎による議場の新機能

令和 4 年 9 月からの新庁舎移転に伴い議場機能も移転。新設した庁舎は茨城県産材を 100%使用（そのうちの 60%が太子産材）した純木造の 2 階建である。「行政棟」と「議会ホール棟」に分かれており、議場は議会ホール棟の 1 階に位置するため、議会傍聴者は議会ホール棟入口から直接議場に入ることができる構造になっている。議会ホール棟入口から傍聴席入口までの距離は僅か 10 メートルで、エレベーターも階段も使わずに入場することができる。これは設計の段階から「住民に開かれた議会」を意識したもので、議会では「新庁舎建設検討委員会」を平成 30 年 5 月から設置し、令和 4 年 9 月の庁舎移転までに 17 回の委員会を開催して検討を重ねてきた。

そのほか「住民に開かれた議会」を意識した議場機能の特徴は次のとおり。

●「林業のまち」の象徴として、太子産のスギなどをふんだんに使用した議場（ほんのり木の香り）

●議場と議会事務局が 1 階にある

●ドア to ドア（議会ホール棟入口から傍聴席入口までわずか 5 秒。エレベーターは不要）

●外に通じる大窓があり、建物内に入らなくても議場が見学できる（議会開会時は閉幕）

●議場内の傍聴席が満席の場合は、議会ホール棟のロビーや行政棟待合室のモニターでの視聴、2 階の大窓から議会風景を見学することができる（音声は一般質問時のみ対応）

●ロビーに座り心地の良い木造のイスを常設

●2 階への階段は、バリアフリー法上での一段分の高さが「16 cm以下」と定められているところ、それよりも低い「13.8 cm」で設計されているため高齢者にもやさしい

●議場内はバリアフリー化しており、有事の際には一時避難所として活用できる仕様

※百聞は一見にしかず。庁舎紹介動画をご覧ください。（議場紹介は 12 分付近です）



■議員と話そう会

コロナ禍の収束により、令和 4 年度から「議員と話そう会」を再開。令和 4 年度は文教厚生委員会が中心となって、太子清流高校生 22 名と実施した。令和 5 年度からは議会運営委

員会が中心となり、議員全員での対応により実施した。令和6年度の清流高校生との話そう会では、親近感を持ってもらうため、議員の顔写真とアピールポイントを記した名簿を作成して配布した。令和5年度までは議会の方から団体に呼びかけ実施してきた。令和6年度から町民や町民団体からの開催リクエストに対応する方式に変更し、既に4団体と開催し、徐々に申込みが増えている。実施後のアンケートによると「議員を身近に感じた」や「議員の考えが理解できた」という意見が多数あった。今後も、議会だよりなどで団体募集を広く呼びかけていく予定である。実施状況は次のとおりで、各団体ともテーマを決めておこなった。

- 令和元年度 大子清流高校、地域女性団体連絡会、大子町老人クラブ
- R4年度 大子清流高校（文教厚生委員会主体）
- R5年度 高齢者大学、地域女性団体連絡会、PTA連絡協議会
- R6年度 農業委員会、移住者、黒沢地区女性の会、大子清流高校
議会だより（NO.219）に「議員と話そう会」の団体募集の記事を掲載

■大子町新春のつどいでの議会報告

大子町新春のつどいとは、町と議会の共催により実施している事業であり、コロナ禍で自粛した時期もあったが、令和3年から開催内容を見直して再開した。

当日の会場には、町内に66区あるそれぞれの区長や町内企業の代表者、各種団体の代表者などが一同に介し、例年およそ200人の出席者が来場する。

町執行部からは町長や各担当課長が主要事業の概要を説明し、議会では現在の活動報告などをおこなっている。議会のプレゼンターを務める議会運営委員長の熱弁が毎年話題を呼んでいる。

■議会だよりの改善への努力

少しでも議会の出来事を身近に感じてもらえるように、議会だよりの編集に気を配り、改善を心掛けている。

- 人事案件などの人物紹介は「氏」を「さん」に変更し、堅苦しさを減らす工夫をしている
- 一般質問のQRコード（平成30年発行NO.192号から貼付）のほか、最近の町の新しい施設や事業などの紹介動画のQRコードなども貼付している
- 住民が理解しづらいと思うような専門用語には解説欄を設け、目印として解説者のイラストも貼付している

- 「あん議会(とき)の質問は今!？」というタイトルで、議員の取組みにより実現した事案について、きっかけとなった一般質問を振り返り、議会の提言活動を伝える
- 「つぶやき議長」という連載コラムで、行政全般にわたる見解を、議長の私見で執筆、身近に議会を感じてもらい狙いがある
- 「わくわくわたしの夢」という中学生の夢や希望を語るコーナーを連載。議会だよりへ町民の関心が高まることを期待している

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

■議員報酬改定（令和6年4月1日施行）

令和5年12月定例会において、「太子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正が可決され、32年ぶりに議員報酬額が見直された。町議会選挙を3ヶ月後に控えた、通常では避けるタイミングの決定であった。

背景としては、全国的な議員のなり手不足が深刻化するなか、町の将来を託せる議員の確保するためにも、報酬の在り方を考える必要があるということで、令和5年9月に「議員報酬検討特別委員会（以下「委員会」）」を設置して検討を重ねてきた。委員の中には「選挙の前は控えて改選後に時間を掛けてじっくりと検討したほうがよい」という意見もあったが、「次期改選のなり手不足解消に報酬額の見直しは必須」という考えのもと、限られた期間の中、5回の委員会にて次のような調査をおこなった。

- 地方議会の課題 ●太子町における議会改革の取組 ●近隣・類似団体等との比較
- 原価方式による比較 ●全国町村の報酬見直しの事例 ●報酬減額条例の検討

その後「太子町特別職報酬等審議会」からの答申を受け、第6回委員会の場で、答申の内容を委員全員で確認し、議員提出議案を定例会に提出し可決に至った。（別表のとおり）

今回の改選では、辛うじて無投票の事態を回避することはできたが、報酬の見直しが契機となって、若い世代の候補者が増えることに期待したい。

役職名	改正前	改正後	差額
議 長	30万円	35万円	5万円
副議長	27万円	33万円	6万円
議 員	25万円	31万円	6万円

■大子清流高校生と議員との話そう会

令和元年に「大子町が大好き！議員と話そう会」という名称でスタートしたこの事業は、今年で3回目。議会を身近に感じてもらい、将来、議員になるきっかけになればとの願いが込められている。

町内にある県立大子清流高校には「森林科学科」という農林業に特化した専門的知識を学ぶことのできる学科があり、「林業のまち」に欠かせない高校である。町からは多くの事業支援や補助金が予算化されており、変わり種としては「高校への給食提供事業」などもおこなわれている。コロナ禍の影響により実施できない期間が続き、久々に聞く高校生の話や発想はとても新鮮であり、議員自身の刺激にもなった。

令和元年に実施した話そう会では「グループ学習や話をしながら勉強のできる場所がほしい」という高校生の意見があり、そのことを議員が一般質問で取り上げて、「今後建設が見込まれる交流センターに勉強スペースコーナーを設けては」と提案。そして迎えた今年6月、「大子町交流拠点施設」がオープン。その一角には、多目的スペースとして学習やグループワークのできるスペースが設けられ、高校生の願いが「議員と話そう会」によって、ひとつの形になった。（議会だより NO.218 に掲載）

今まで実施してきた話そう会のテーマは次のとおり。

- 令和元年7月 テーマ：「大子町が大好き！議員と話そう会」
- 令和5年3月 テーマ：「町の魅力と課題・町の理想像・理想を実現するために」
- 令和6年10月 テーマ：「大子町の課題の解決のためにできること」

今年10月の話そう会では、生徒から「議員になるにはどうすればいいのか」という質問が飛び出し、全議員が身を乗り出す場面もあった。

今はただ芽生えた気持ちがすくすく育ってくれることを祈るばかりである。今後たくさんの生徒の中に同じ気持ちが芽生えるように、継続して話そう会を実施し、議員の見本と存在を示していきたい。

■子ども議会

大子町子ども議会は、平成27年に町制60周年を記念して始まった。令和元年度から令和2年度まではコロナ禍の影響により中止していたが、令和3年度からオンラインにより議会を再開。今までに168人の子ども議員が誕生し、質問席に立って一般質問を展開。その中で実際に具現化された事業も数多く存在する。

子ども議会は毎年町と議会の共催事業として実施しているが、実際の事業主体は教育委員

会でおこなっており議員の役割は傍聴のみに留まっていた。「子ども議員のために先輩議員として何かしてあげたい」という意見のもと、令和３年度から広報委員会が中心となって

次のような事業を実施してきた。

●令和３年７月 オンラインによる子ども議会開催

- ・別室でモニターによる視聴
- ・議会だよりへの掲載（NO.206）
- ・議員からのメッセージ（広報委員長）

●令和４年７月 オンラインによる子ども議会開催

- ・別室でモニターによる視聴
- ・議会だよりへの掲載（NO.210）
- ・子ども議長団と正副議長との対談

●令和５年７月 庁舎移転後初めての子ども議会

- ・傍聴席での観覧
- ・議会だよりへの掲載（NO.214）
- ・議員からのメッセージ
- ・議長の座（席）お貸しします！

●令和６年７月 子ども議会

- ・傍聴席での観覧
- ・議会だよりへの掲載（NO.218）
- ・議員からのメッセージ
- ・議長室を大開放！



■議会だより『子どもたちの夢』を連載

年４回発行している議会だよりに、毎号「わくわくわたしの夢」というタイトルで、中学生の書いた原稿を掲載している。平成２８年８月発行の第１８６号から掲載が始まり、令和６年８月発行の第２１８号までに３２人の子どもたちの夢を紹介してきた。

（事績４）地方議会・地域活性化のために特別な取り組みをした議会

■次世代につなぐ森林づくり

大子町議会では、平成２３年８月から「大子町森林・林業・林産業活性化促進議員連盟」を設置し、「林業のまち」を象徴する様々なイベントに参加している。令和５年１１月に開催された全国育樹祭では、茨城県で３４年ぶりに開催されたこともあり、大子町でも併催事業として「育林交流会」が開催された。当日は、議員も森林づくりに参画する企業団体など幅広い参加者の一員として出席した。

また、「次世代につなぐ森林づくり」と称された植樹体験等イベントにも積極的に参加して、林業の知識を修練している。植樹イベントの内容は次のとおり。

●令和5年4月 太子清流高校の生徒や地域の林業従事者と共に植栽活動のイベントへ参加し、町有地に約1,600本の苗を植栽した。(議会だより No. 214号掲載)

●令和6年5月 町内中学校の生徒と共に、近代林業における高性能林業機械による伐採や造材などを見学。その後の植栽体験では、議員を含む参加関係者86人の手によって約800本のスギやヒノキを植栽した。(議会だより No. 218号掲載)

私たちのフィールドは議場だけにあらず、時には野山、時には田畑を駆け巡り、ネクタイの代わりにタオルを巻いて、長靴を履いて、今日もまた議員活動に励んでいる！

■太子町公営塾「ことのぼ」と議会のコラボレーション

令和5年9月に開設した太子町公営塾「ことのぼ」は、太子清流高校に通う生徒を対象にした、太子町が運営する公営塾であり、受講費は無料。開設の目的は、生徒の学力向上や希望進路の実現を手助けし、人口減少が著しい町で唯一の県立高校(通学制)の魅力向上を図り「選ばれる高校」を目指すこと。令和6年9月末時点での通塾者は77人。

「高校生にも議会だよりを読んで議会に関心を持ってもらいたい」という想いから、広報委員会が発動。表紙のデザインと議会だよりの1ページ分の記事(企画)を任せるといった内容を「ことのぼ」の塾長に依頼したところ、2人の生徒が興味を示してくれた。短い期間で、町中を走り回って作り上げた表紙がこちら。

このデザインは、令和6年3月におこなわれた町議会選挙のポスターにも採用して、行政棟や議会ホール棟のロビーに設置した。

(議会だより No. 216号掲載)



■防災士の積極的な資格取得

太子町議会の議員は11人中5人が「防災士」の資格を取得しており、資格者全員が議員になってから取得したもので、議会全体の防災に対する知識と意識は高い。

令和6年3月に議員改選があり、現在の議員定数は11人。太子町の面積は325.76 km²なので災害時、地政学的に見ると議員1人あたり約30 km² (325.76 ÷ 11 = 29.614545...)を受け持つことになるので、議員個人の対応力が求められる。

防災士の人数は現在5人であるが、改選後の新たな議員にも積極的な資格取得を促し、いざという時の災害から地域を守れるよう議会全体の防災力アップを図っていきたい。

栃木県 茂木町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

茂木町は昭和 29 年 8 月に茂木町、中川村、逆川村、須藤村の 1 町 3 村が合併して誕生し、70 年間、変遷を繰り返しながら現在の議会制度を確立している。

1. 議会組織構成及び監視機能の強化

本町議会では、年 4 回の定例会と緊急の案件を審議するための臨時会、他に行政上の重要事項や議会の運営上の問題等を協議する全員協議会を開催している。委員会は、総務民生常任委員会 6 名、教育産業常任委員会 6 名、議会運営委員会 6 名、議会だより編集特別委員会 6 名で構成されている。各委員会では、通常の議案審査や事務調査のほか、町所管課等における重点事業の取り組み状況など、所管事項の進捗状況や事業実績の確認等を定期的に行い、行政事務に関する監視機能の強化に努めている。

また毎年 9 月に開催される定例会において、各種会計の決算認定を各常任委員会へ付託し、予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、予算計画に対する実績は妥当であるか等に着眼点を置き、将来を展望した町政運営を行い、限られた財政の中で、最少の経費で最大の効果を生み出すという視点を持って施策の展開が図られるよう、監視機能を強めている。

2. 議員定数の削減

議員定数については、令和 3 年 7 月に議員定数等検討特別委員会を設置し議員定数に関する内容を中心に、10 回の会議を開催し慎重審議を重ねた。町が経営計画に基づき「住民が幸せを感じることができるまち」という目指すべき将来の町の姿を念頭に、厳しい財政状況のもと行政運営をしていくなかで、議会としても自ら改革に取り組む必要から、議員定数を令和 4 年 12 月定例会において 14 名から 12 名へ削減する条例を、いずれも議員提出議案で可決した。少数であるが故に議員一人一人に対する期待も大きなものとなっているため、県町村議会議長会や芳賀郡市議会議長会主催の研修会には積極的に参加し、議員個々の資質や知識の向上、スキルアップを図りながら意識改革に努めている。

（事績２）住民に開かれた議会

1. 議会広報誌「議会だより もてぎ」の発行

議会の活動内容を分かりやすく伝えるため、昭和５７年５月に「議会だよりもてぎ」を創刊し、４２年の永きにわたってその版を重ね、令和６年８月現在、発行号数は第１８０号を数える。広報誌は全戸配布し、町の施設に配架も行っている。

広報誌は、年４回開催される定例会の内容を中心とし、臨時会、常任委員会の活動報告も掲載している。定数６名からなる議会だより編集特別委員会を設置し、オブザーバーとして議長、副議長のほか事務局職員も加わり、町議会の審議・活動状況を広く町民にお知らせすることができるよう、掲載原稿の作成、校正、写真も取り入れたレイアウトなど意見を出し合い、見やすく分かりやすい内容に編集し、簡潔にまとまった紙面づくりを心掛けている。平成２３年９月発行分から、データ化した広報誌をホームページにも掲載しており、町内外に向けて広く周知に努めている。

2. 本会議のケーブルテレビでの放送

町民に向けたケーブルテレビによる本会議の放送を行っており、多くの町民に議会を視聴してもらえるよう、番組表でも事前に周知している。町民に町議会を少しでも身近なものと捉えてもらえるように努めている。

3. ホームページ等を活用した情報発信

町のホームページにおいて、より多くの情報を発信・紹介することで、議会についての正確な情報公開に努めている。議員名簿や議会組織構成などの議会情報を掲載し、議会が身近に感じられるよう心がけている。議会開催前には本会議の日程、一般質問通告内容を掲載し、あわせてケーブルテレビによる広報も行い、一人でも多くの町民に議会を傍聴していただけるよう努めている。

（事績４）地方議会・地域活性化のために特別な取り組みをした議会

1. 茂木町議会災害時業務継続計画の作成

近年多発している大規模災害時においても議会の機能を維持するために、令和３年７月

に茂木町議会災害時業務継続計画を作成し、災害時における議会の組織体制、議員の指揮系統および行動基準について定めた。町が毎年8月に行っている防災訓練時に議員も参加し、議会の役割である監視機能と審議・議決機能を適正に実行するため町と災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応にあたる訓練をしている。

2. 自治体の枠組みを超えた要望活動の実施

交通基盤の整備は、防災・減災対策の強化になることはもとより、他地域との交流による地域活性化についても不可欠なものであり、住民からはその整備に強い期待が寄せられているため、昭和45年より本町を含む芳賀地区の4町で構成する芳賀北部広域行政推進協議会とも協力、連携を図りながら、栃木県県土整備部、栃木県議会議長への要望活動を続けており、整備実現に向け、議会としてこれからも努力していく所存である。

群馬県 川場村議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

(1) 議員の資質向上に向けた取組

川場村議会では、議員のありかた、資質向上を図るため、群馬県町村議会議長会主催の各種研修等に積極的に参加している。

(2) 議員同士の自由な討議

川場村議会では常に活発な議論が展開されており、世代の垣根を取り払った自由な討議が実施出来るよう努めるとともに、執行部に対する監視体制の強化に努めている。令和 6 年 6 月定例会では、活発な討議の結果、提出された専決処分の承認 2 件を不承認としている。

(3) 専門分野に関する視察研修の実施

2 つの常任委員会において、コロナ禍により数年休止していた視察研修を令和 4 年度より再開した。令和 5 年度においては総務文教常任委員会が川場村でも課題となっている人口減少問題における移住定住対策について、長野県小川村、群馬県上野村を訪問し、視察研修を実施した。産業振興常任委員会においては、農業を基幹産業とする川場村において、担い手不足を補う次世代農業としてスマート農業について、茨城県夢ある農業総合研究所を訪問、川場村の農業部門において後継者も多い酪農関係について栃木県畜産酪農研究センターを訪問し視察研修を実施した。今後も川場村の課題解決に向け、参考となる機関への視察研修を実施していく予定である。

(事績 2) 住民に開かれた議会

(1) こども議会の実施

議会の仕組みや運営方法を実際に体験し、理解してもらうとともに、中学生ならではの発想による川場村の村づくりのための要望や意見を聞き、今後の村政運営に役立てるため平成 28 年より「こども議会」を開催している。中学 3 年生数名による一般質問形式での質問を作成するに当たり、川場村の現状把握・課題・対策などグループ討議を重ねることにより、川場村への理解と愛情を深めるとても良い機会となっている。過去のこども議会で提案のあった幾つかの事業も実際に村の政策に取り入れられ、実行されている。行政と中学生の貴重な意見交換の場であるため、今後とも実施していきたい。

(2) 議会日程の周知及び広報誌の作成について

川場村のホームページにおいて、議会の日程、一般質問の項目、本会議の議事録、議会広報誌を掲載し、議会活動の周知を図っている。議会広報では令和5年より新たな組織編成となり、「皆に手に取って読んでもらえる広報誌でなければ意味がない」を共通認識とし、誌面改革に取り組んでいる。群馬県榛東村、埼玉県寄居町に伺い視察研修を実施し、スキルアップを図り、議員自ら取材に赴き、村民や関係者の写真やコメントを載せるよう努力している。最近では村民からの評判も良く更なる向上を目指す。

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

(1) 議会のデジタル化、議場のバリアフリー化

令和5年11月、役場新庁舎開庁に伴い議場も新設された。旧議場ではマイク3本と音響設備も乏しく公開できる状況ではなかったが、新議場では最新設備を導入し、ライブ配信を役場庁舎内において実施している。今後はインターネットを活用した配信を検討したい。ペーパーレス、タブレット化についても現在検討を進めている。また、旧議場では机が全て固定式で、ひな壇形式であったが、新議場では多目的会場、バリアフリーを考慮し可動収納型、オールフラットな構造としている。

(2) 議員の定数及び報酬の検討

全国的に問題となっている議員のなり手不足について、川場村においても例外ではなく将来にわたる重要な課題であるにとらえ議論を重ねた。令和4年3月に全議員で構成する特別委員会を設置し、(株)地方議会総合研究所の廣瀬和彦氏をお迎えし勉強会を開催、先進地研修など12回に及ぶ委員会を開催し議論を行った。結果、議員定数においては議会の果たす役割は極めて重要であり、監視機能の充実や議論の活発化を図る上でも現状維持すべきであると判断したが、議員報酬においては、議員活動のさらなる活発化、議員の士気や経済基盤を向上させるため、報酬の増額が必要であると判断し、村当局へ報酬増額の要望書を提出した。その結果令和5年4月から一律、月額3万円の増額となり、群馬県内最低の報酬から脱却を果たした。今後もこの問題は継続して議論すべきと思われる。

千葉県 御宿町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

御宿町議会基本条例の制定

令和5年9月の定例会において御宿町議会基本条例を議員発議により制定しました。これにより、町民の多様な意見を把握し、情報交換をするためのワークショップや町と議会の意見が相違する課題を説明・報告した上で、自由な意見交換を行う議会報告会を開催するとともに、二代表制の下、町政に関する政策や課題等を協議する議員協議会を開催し、執行部からの説明を受けて、議員間においても言論の府を意識した活発な議論、自由な討議を交わしながら議会活動を行っています。

委員会による先進地視察等の実施

当議会では、1年に1回常任委員会が主体となり、テーマを決めた上で先進地視察を実施していますが、その他にも、当議会で直面する問題や課題を打開するために、参考とすべき先進地があれば、積極的に視察を実施しています。令和5年度においては、ワークショップを実施するために4月に議長、議員で焼津市役所に伺い、市職員からワークショップの実践的なノウハウを学びました。12月には、地域の自然を活かした宿泊施設が近隣にオープンしたため、町の観光施策における町有地活用について参考にするため、施設の職員からブランディングに関することや施設など、現地視察を実施しました。令和6年度では、議会のインターネット中継を当町で実施するにあたり、大網白里市議会に伺うなど、様々な先進地を視察し、具体化するために議論を重ねています。

DX研修会の実施

地方自治法の改正をはじめ、デジタル化が進む中、当議会においても令和6年3月に「御宿町議会デジタル化推進委員会」を設置し、議会のインターネット中継の実施のほか、議会に関する手続等のオンライン化、資料等のデジタル化について協議をおこなっています。8月には、議員の知人で町在住の元大学教授に講師を依頼し、議員と町の職員向けに「DXとはなにか、その活用方法の研修会」を実施するなど、今後も継続して推進していく予定です。

他の議会と連携し議会活動の充実を図っている

御宿町議会は大多喜町議会と夷隅郡町村議会議長会を組織し、両町の議会が連携して知

識の向上や親睦を図ることによって、活発に情報共有、情報交換を行っています。

その一つとして、年に1回合同で議員研修会を実施しており、共通の課題であるテーマについて講師をお招きし、両町執行部幹部も出席して開催しています。

令和5年度にお招きした講師に、当町の議会からワークショップ実施の相談を持ちかけたところ、ご助言をいただき、ワークショップのファシリテーターまで引き受けていただいたという経緯があります。

その他として、ワークショップを実施したことにより、他の議会から視察の依頼が来るようになりました。その際、ワークショップの内容のほかに、双方の議会における実情や課題などの情報交換を行うことで、議員が見識を広めるなど、議会の活性化につながっています。

(事績2) 住民に開かれた議会

「若モノ×議会」まちづくりワークショップで身近な議会に

御宿町は、人口 6,932 人、高齢化率は 52.45%で、近年では観光客数は大きく落ち込み、この苦境を打破するためには、若い人たちのエネルギーと柔軟な発想が必要であることは認識しているものの、若者たちの声をどうやって町政に生かすかが大きな課題でした。

また、議会が住民にとって「身近な議会でありたい」という思いもあり、議員活動を知ってもらうためにも、第1回となる『「若モノ×議会」まちづくりワークショップ』を令和5年7月に開催し、高校生4名を含む17人（平均年齢28.7才）が参加し、住民視点での意見やアイデアが集まりました。実施した際、議会事務局職員がほとんどの事務を行ったため、継続的に実施するには議員が主体とならなければとの反省を踏まえ、10月の議会改選後の令和5年11月に「御宿町議会ワークショップ実行委員会」を立ち上げ、委員会の中で実施方法やテーマの決定、募集などを行い、令和6年2月開催の第2回ワークショップを実施しました。高校生7名を含む19人（同32.2才）が参加し、テーマを絞ったことでより具体的な提案を頂きました。その際、第1回目の課題であったワークショップ開催時における保育施設については、会場内に子どもの遊び場を設置することで、子供連れの参加者は、身近に子どもを見ながらワークショップに参加することができました。

また、第1回目に参加してくれた地元高校生が、第2回目ではファシリテーター（司会進行）を引き受けてくれるなど、住民による議会への理解や協力、住民協働といった成果も出てきています。

今後、ワークショップで出たアイデアは、議会でまとめて書面にて首長に提案し、実現を

目指します。また、そのやり取りを住民と共有していくことで早期実現を目指すなど、推進していきます。

第1回目のワークショップからご指導いただいている講師の方が、当議会の実施方法は議会がワークショップを始めるには良い事例であり、全国に広めるべきだということで、今秋にワークショップ実践書籍も刊行する予定となっています。

議会報告会の実施

議会基本条例の推進の一環として、令和6年2月に、町と議会の意見が相違する課題について住民に説明するための、議会議員の手による「議会報告会」を初めて開催し、続けて7月にも第2回議会報告会を実施しました。議会に対して批判的な住民も多い中、ワークショップに参加したお母さんたちが参加して発言するなど、型通りでない、様々な意見が飛び交う状況での報告会を実施することで、少しずつ住民と議会の意思が通い始めています。今後も定期的に実施していきます。

費用0円によるインターネット中継の実施

令和6年3月に「御宿町議会デジタル化推進委員会」を立ち上げ、その中で議会の「インターネット中継」の実現に向けて、4月には安価でネット中継を実施している大網白里市議会を視察しました。実施内容や方法を学び、2か月の準備期間を経て、議員が所有するカメラやパソコンを利用するなど知恵と工夫によって、費用をかけず、6月定例議会からインターネット中継（実証実験）を開始しました。住民たちが自主的に集まって中継を見たり、子育て世代の方も議会の様子を見ることができ、会議録ではなく「生の議会」に触れる機会によって多くの方が視聴されていて、「これからも続けてほしい」との声があがっています。また録画中継の再生回数も増えてきています。

順調に進めば機材を町予算で購入し、令和7年度から本格運用を開始する予定です。

わかりやすい議会情報を目指して

議会のホームページについては、項目別に分類し、掲載する情報は、なるべく早く掲載するよう心がけています。また、議会だよりについても、他の議会だよりを参考に良いところを取り入れたり、国や県で実施する議会広報研修会に議会だより編集委員と事務局が出席して技術等の向上を図ることで編集時に反映させるなど、常に見やすく、わかりやすくなるよう心がけています。

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

ワークショップ実施による議員とのつながり

「若モノ×議会」まちづくりワークショップを実施することで、普段話す機会のない参加者が、議員はどのような人で、どういう仕事をしているのか、町にとってどんな役割を果たしているのかを身近に感じていただくとともに、議員というものに興味を持っていただく、さらには自分が議員になることを考えていただく、といった機会に発展することを期待して実施しています。

中学生議会の実施

2年に1度の間隔で、中学3年生による「中学生議会」を実施していて、直近では令和5年11月に実施しています。

生徒はグループに分かれて、町の課題について話し合い、その中から問題となる内容をまとめます。また、生徒のグループの中から選ばれた10名の生徒が、議長、副議長、議員として一般質問形式で質問し、町長及び執行部が答弁します。そのほか、中学生議会の意思を対外的に表明するため、生徒全員で考えた決議案が提出され、全会一致で可決されます。

中学生議会実施の際は、実際の議会と同様、生徒議員は出席ボタンを押して議場に入るなど、議員と同じように行動することで、少しでも議員の役割、職務を理解していただき、未来の議員候補を意識してもらえるように配慮しています。

東京都 小笠原村議会

(事績 2) 住民に開かれた議会

1. 広報誌「議会だより」の作成及び村民へ配布

村民へ議会の情報を提供するため、広報誌を昭和 61 年に第 1 号を発刊し、現在に至るまで毎年、年 4 回発行しています。編集においては、議員 4 名で構成する議会だより編集委員会において進められ、議会での議題や質疑等を掲載し、村民に分かりやすく伝えるため、レイアウトの工夫、議会及び議員活動の見える化を図るとともに、一般質問においては、質問議員本人が要約、文章表現することにより、議員の意図を大切に作成しています。また、議会だよりを通して、村民の関心と理解を深めるものにするため、令和 5 年 10 月に広報研修を開催し、広報誌「議会だより」の編集に役立てています。その他、バックナンバーもホームページへの掲載を行っており、パソコン、スマートフォンからも閲覧可能とし、スマートフォンではスマートフォン用フォームに変更し、閲覧しやすくしています。

2. 議会ホームページによる議会情報の配信

村民により議会の見える化をするため、会議録の掲載を平成 24 年 1 月からホームページにおいて掲載を開始し、閲覧できるようにしています。平成 24 年度以前の会議録についても順次データベース化を進めています。また、令和 5 年 12 月より一般質問の事前広報にも取り組んでいます。

3. テレビ、インターネットによる発信

村民に議会の様子を知っていただくため、平成 23 年 7 月に運用開始した小笠原村ケーブルテレビにおいて議会ライブ中継及びオンデマンド放送を、また、それと同じくしてインターネットによる議会ライブ中継を開始しました。村民は、議場に赴き傍聴しなければ、議会の様子を知るすべがなかったが、ケーブルテレビ、インターネットを通して議会中継を視聴することが出来る環境を整え、より議会を身近に感じてもらえるものにしています。その後、インターネットによる議会ライブ中継は令和元年から Youtube による議会ライブ中継へと変更し、令和 5 年 9 月からは、Youtube におけるアーカイブ配信も開始し、村民がいつでも議会の様子を知ることが出来るように取り組んでいます。

神奈川県 開成町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

開成町議会では、議員・委員会提案による条例制定権を積極的に行使しており、令和6年6月定例会議において、発議として「開成町議会ハラスメント防止条例」を提出し、全員賛成で可決した。

ハラスメントは、これを受けた者の尊厳を傷つけ、精神的・肉体的にも回復不能な被害をもたらすこともあり、これにより、被害を受けた者が職務遂行が困難になることもあり、また、組織としても、職場環境の悪化や人材の喪失、行政の停滞、住民から不信感を抱くなど、様々な弊害が起こり得る。

殊更、議員の場合は、住民の代表者という立場から、職員との関係はハラスメントの問題が顕在化しにくいということが他市町村の事例からも見受けられ、よって、一議員として、自らが思っている以上に、常日頃から襟を正し、その言動が相手方にどのように受け止められるのかを考え、細心の注意を払う必要がある。

開成町議会としては、現に具体的な議員がらみのハラスメントの問題が発生している訳ではないが、他市町村の事例を見ても明らかであるとおり、いつ議員がハラスメントの当事者となるかも知れず、また、議員という立場からそのようなことが起こり得る可能性がゼロではないことから、開成町議会におけるハラスメントの防止及び根絶を図るため、「開成町議会ハラスメント防止条例」の制定に至った。

本条例の制定に向けて、弁護士を招いてハラスメントに係る法的側面から専門的な知識を習得する機会を設け、そこでは全議員が参加して、ハラスメントの具体的事例を参考にしながら、注意すべき言動などについて学び、令和5年10月から半年以上かけて、条例案について議会運営委員会で、条文ごとに、その規定振りや文言等について、これを精査し、検討を重ねてきた。

また、単に条例を作るのみならず、その具体的運用や相談窓口の設置、各議員がハラスメントに対する知識やなすべき行動を身に付けるための拠りどころとなるものなどを、条例制定と同時期に合わせて、整備することが必要であるという認識から、今回「参考資料」としてお示ししているハラスメントの相談等に対応するための具体的手続き、その流れを示した「開成町議会ハラスメント防止指針」やハラスメントの相談等に対応するための具体的手続、その流れを示した「開成町議会ハラスメント防止条例におけるハラスメント報告及び

相談対応等スキーム」を同時に作成した。

本条例は議員に限らず、町長ほか特別職を含む職員の方々も対象となっていることが特徴である。つまり、職員が議員からのハラスメントの被害者となり、また、職員が議員に対するハラスメントの加害者にもなることを想定した作りとなっている。本則10条及び附則から構成される本条例は、「ハラスメント」に対する議会の意思を明確にするために、前文を設けている。

開成町議会ハラスメント防止条例の特徴は次のとおりである。

- 1 根絶するための措置を講ずるべき「ハラスメント」の対象を、「議員のハラスメント」と「議員と職員のハラスメント」と明記し、これにより、条例が想定するハラスメントの体系として、①「議員から議員へのハラスメント」、②「議員から職員へのハラスメント」、③「職員から議員へのハラスメント」の三つのパターンとした。

そして、「ハラスメントを受けた者に配慮する」ということを条文に掲げていることから、例えば、本条例の各種手続を行う際においては、ハラスメントを受けた者の意向がしっかりと尊重されるべきことを示したものになっている。

- 2 「調査及び研修並びにハラスメント相談窓口の設置」についても規定し、議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、必要に応じて実態を把握するための調査を実施し、議員に対して必要な研修を行うことと定めている。具体的な事件が発生してからではなく、本条例により恒常的な窓口として「ハラスメント相談窓口」を設置することで、より、相談しやすい、また、迅速な対応も期待できる体制となっている。

ハラスメント相談窓口の構成メンバーとしては、議長、副議長及び議会事務職職員と規定している。

- 3 「被害を受けた者等のプライバシーの保護等」について十分配慮することはもちろんのこと、本条例では、「ハラスメント相談窓口」への相談者に対して、ハラスメント発生後及び措置又は要請後におけるフォローを議長が実施することを規定している。

相談者について、ハラスメント後におけるハラスメントによる影響等の問題が発生していないか適宜確認することで、ハラスメントを受ける前と変わらずに職務に取り組むことができるようにするものである。

ハラスメント発生後のみならず、具体的な当該措置や要請後において、ハラスメントを

行った者からの報復行為が起り得ることから特に注意が必要なためこのような規定としていることも熟考を重ねたところである。

相談者の意向もあるが、「適宜」行うことと規定されていることから、機を見ながらもハラスメント発生後日が浅いうちは定期的に確認する等フォローをしっかりと行うことを明記した。

(事績 2) 住民に開かれた議会

(1) 住民との対話を重視した「議会報告会・意見交換会」開催

開成町議会基本条例に規定する町民、自治会及び各種 団体等を対象とする議会報告会を平成 21 年 10 月から毎年開催しているが、令和 5 年度は、町内にある 14 の自治会の全てで議会報告会・意見交換会を開催した。

直接、町民との対話する必要性及び議会活動や議会に対する意見を伺うことで、今後の議会活動に反映することや議会の可視化につながると考えたからである。

14 自治会での開催時間は、多くの町民に足を運んでいただくために、夜間又は土日とした。

当日は、当議会が発信している議会独自のウェブサイトが、「読む」から「見る＝魅せる」であることを踏まえ、議会報告は動画作成し各自治会館でスクリーンに映し出し、議会活動（各常任委員会の活動報告など）の説明を行った。

議会報告会・意見交換会には、幅広い世代の町民の方々にお越しいただき、特に総務経済常任委員会及び教育民生常任委員会の 2 つの常任委員会は、議員全員（11 人・議長はどちらの常任委員会にもオブザーバーとして出席）がどちらかの委員会に所属することを説明し、フットワーク軽く少人数で調査研究を行っていることをお伝えするとともに、町民から、議会では議場で議案の審議だけでなく、様々な調査研究を行っていること等を、意見交換を交えた中でよりよくお伝えすることができた。そして、残る全議員が構成メンバーである広報広聴常任委員会の活動は、全体の説明を「動画」で説明することにより、広報広聴常任委員会が先進的に進める「読む」から「見る」、そして、高齢者も取り残さない、かつ、若い世代も取り残さないという取組を間接的に参加された町民にご理解いただき、「動画」での説明は特に好評であった。そして、動画は、議員が作成していることをご理解いただく場にもなった。

意見交換会は、町民から直面する生活課題や要望が議会に寄せられた。議会として、議員として、町民の代表として、町へしっかり問題提起していくことを説明しつつ、対面での意見交換会でいただいた意見に真摯に取り組んでいくことを再確認することにつながった議会報告会・意見交換会となった。

（２）幼少期から議場に「模擬議会」を開催 ～そしてその先へ！～

開成町議会では、令和５年度から、議場を開成町立の幼稚園、小学校及び中学校の授業等で活用することを通して、未来ある子どもたちの町政への関心を醸成し、高めるとともに、町民に「開かれた議会」及び「親しまれる議会」を更に実現するため、議場の利用促進を図っている。

（※「授業等」の「等」は部活動の時間を用いての社会見学及び部活動などをいいます。）

子どもたちに「議場」の中に一步入り、雰囲気だけでも味わってほしい、議員席や町長席の大きなイスに座り、議場では「何が行われているのか」「議会は何をしているのか」を体験してもらうことで、将来、議会や町政に関心を寄せてもらう一助となることを目的に本事業を推進している。

令和５年度は、幼稚園３クラス、小学校６クラスが議場で模擬授業を行った。

小学校の模擬議会では、議長が、実際の議会と同じ口述で開始し、本番同様の議会とし、それぞれのクラスで身近な話題を「議案」にし、この議案に対し、担任が町長役となり、議員席には児童が座り、質疑を行う。そして、最後には必ず採決（電子採決のため賛成反対のボタンを押す）を行う。模擬議会では、「議会は、町からの提案に対し、質疑を行い、最後に、町民の代表である議員が、町長の提案は、本当に町民のための内容であるか、賛成反対の意思を表明していること」を、体験を通して楽しく理解を深めてもらっている。

令和５年度は、模擬議会を行ったあと、児童からたくさんの議会に対して質問が届けられた。これに応え、さらに議会に興味関心をもってもらうため、議長が小学校で議会に対する質問に答える「出前授業」を開始した。

「議場で模擬議会」は、当初は議場に気軽に入り、議場の思い出が大人になったときに、議会や町政への関心につながることを期待し実施したが、本経験が即座に議会への関心に繋がり、児童が「もっとこうなったらいいのに」という漠然とした疑問が、町に伝えるだけでなく、「議会」に伝える方法があるんだ」に変化したことが、ありがたく伝わってきた。

出前授業では、電子黒板を使い、児童から議員の活動だけでなく、「好きな食べ物」「朝食は何を食べますか」「議員は毎日出勤していますか」「議員はお金持ちですか」など、本当は

身近にある議会、議員であるはずなのに、距離ができていた「議員」の素の姿を知りたい、そして、この町をもっと理解したいという児童の熱い眼差しがあった。
議会が考えていた目的よりはるかに大きな体験、つまり、「自分で自分の町の議員と町長を選挙で選ぶこと」「自分の意見を持つこと」まで本取組で得ることができた。

この取組は、続けなければ意味がない。

これからも、様々な幼稚園、小中学校のリクエストに応えながら、模擬議会や出前授業などを実施していきたいと考えている。

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

(1) 議会広報紙に住民参加を！「キッズモデル募集を開始」～その先へ～

開成町議会では、令和5年7月から、議会広報紙「ギカイだより」や議会ウェブサイト（動画など）に登場していただける小学校6年生までのお子様の募集を開始した。

この取組は、広報広聴常任委員会の広報分科会で進めている「広報改革（議会ウェブサイト開設、議会広報紙改革）」の一環であり、かつ、更に議会広報を町民の身近に、そして親しまれる広報とし、議会活動を広く町民に知ってもらいたいとし開始した事業である。

現在、キッズモデルは3人の応募があり、議会ウェブサイトキッズページや議会広報紙のあらゆる場面で協力をいただき、多様なポーズで広報を共に作成している。

若い世代、とりわけ子育てに忙しい世代など、高齢者以外の世代にとり、議会の堅苦しさが壁となり、議会活動が町民一人ひとりに直結しているという実感を持てなくしているということに危機感を抱いている。広報は特に、若い世代に読んでいただくことを忘れてきた部分がある。

議会ウェブサイトでは、ショート動画が多く作成発信し、議会活動を若い世代や現役世代の隙間時間に見ていただくことを目的としているが、キッズモデルとともに議会広報を作っていくことで、老若男女問わず、議会への関心、住民参加につながることを意識し、今後多くのキッズモデルに広報の参画を呼び掛けていきたい。

(2) 女性議員のみならず！ハラスメント対策・研修

事績 1 で、「開成町議会ハラスメント防止条例」を令和 6 年 6 月議会において発議で議案提出し可決したことは前述のとおりであるが、本事績の「議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会」と一例として「女性議員のハラスメント対策を実施している」という考えは当議会ではもっていない。

「女性議員のハラスメント対策」と謳った時点で、男性議員のハラスメント対策は必要なのかと捉える考えもあり、なぜ、女性議員だけハラスメント対策を講じなければいけないか熟考すれば、その裏には何が問題であるか答えは明白である。男女というジェンダーを越えなければ、なり手不足の解消には至らない。

開成町議会ハラスメント防止条例は、事績 1 で述べたとおり、議員（議員から議員へのハラスメント及び議員から職員へのハラスメント）に限らず、町長ほか特別職を含む職員の方々も対象となっている。

つまり、職員が議員に対するハラスメントの加害者にもなることを想定した作りとなっており、特に職員が加害者と想定した条例は、他市町村では例を見ないオリジナルのものと言える。

よって、職員も開成町議会ハラスメント防止条例のみならず、条例に基づき策定した「指針」や「スキーム」を確認することとなり、これにより、ハラスメントの問題に対する、より円滑、かつ、迅速な対応が可能となるものと言える。

また、議員側から見ても、昨今の「議員のなり手不足」という問題に対して、議会や行政の経験のない方、また若い町民の方々が、安心して議員となり活動できるための後押しのような存在に開成町議会ハラスメント防止条例がなるとも考えて作成されたものである。

開成町議会では、「開成町議会ハラスメント防止条例」制定直後、令和 6 年 8 月にハラスメント防止研修を開催した。

ハラスメントは、これを受けた者の尊厳を傷つけ、精神的・肉体的にも回復不能な被害をもたらすこともあり、これにより、被害を受けた者が職務遂行できなくなり、また、組織としても、職場環境の悪化や人材の喪失、行政の停滞、住民から不信感を抱くなど、さまざまな弊害が起こり得るため、「ハラスメント防止する意識を保ち続けること」を継続するため、今後も議員会討議や研修等で開成町議会ハラスメント防止条例を遵守しさらに理解を深めたい。

そして、議会や行政の経験のない方、また若い町民の方々が、安心して議員となり活動でき、多様な人材が議員となるため、どのようなハラスメント事態が万が一起こっても、開成町議会は、対応ができること内外に示すことで、「議員のなり手不足」という問題に対し、開成町議会ハラスメント防止条例がその一助となることは間違いがない。

富山県 上市町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

1 切れ目のない議会活動

平成 24 年から原則、定例会開催以外の月に全員協議会を開催し、町の行政課題を含めた様々な事項について、町職員から報告や説明を受けるほか、円滑な議会運営のための申し合わせ事項の協議や上市町が構成団体となっている一部事務組合の予算や業務の状況、協議事項に関して、各組合議員から報告を受けるなど情報共有を図っている。

また、個々に市町村議員研修を受講した議員が中心となり、その内容を政策づくりに役立てるための勉強会を行うなど、議員の資質向上と政策づくりに積極的に取り組んでいる。

2 災害対応

町地域防災計画に基づく災害対策本部が設置されるような大規模災害が発生した場合において、町議会が最大限の支援・協力をするための上市町議会災害対策支援会議の設置及び運営に関する要綱を平成 30 年 12 月に制定した。

大規模災害発生時の町議会及び議員の行動指針では、町は、町長を本部長とした災害対策本部が中心となり、応急復旧活動に当たる一方、議会及び議員は、町の災害対応業務が円滑に遂行できるよう側面から支えるものとしている。

具体的な行動として、議員は自身の安全確保を行った上で、被災者の安全確保、避難誘導等、地域の一員として協力するとともに、被災状況や被災者からの要望等、情報収集に努め、議長及び議会事務局に報告する。議長は、町災害対策本部からの情報や各議員からの情報を取りまとめ、各議員に提供して情報を共有するとともに、緊急性に応じて被災者の要望等を整理し、町災害対策本部に要請するなど、議会として役割を担うこととした。

また、甚大な被害を出した令和 5 年 7 月の豪雨災害では、河川の損壊状況や上流のダムでの浚渫土・流木の流入状況の現場確認のほか、災害当日の緊急放水に係る状況や町の初動体制の確認など、議会として率先して活動を行った。さらに、こうした活動を検証することで、今後の防災活動のノウハウの蓄積に努めている。

3 重要課題に対する特別委員会の設置

近年、児童数減少による複式学級の発生や校舎の老朽化により、令和 2 年 3 月定例会において町長から「小学校のあり方を検討すべき時期にきている。」との発言を受けた議会は、令和 3 年 3 月に学校のあり方検討特別委員会を新たに設置し、学校のあり方や適正規

模などについて、先進地視察、調査研究を行い、政策づくりに取り組んでいる。

また、広く地域から意見を吸い上げるなどして、議会の中でも議論を深めるとともに、町の検討プロセスに対する要望書を町長に提出するなど、監視機能の役割も果たしている。

4 ICT化の促進

ペーパレス化を目的に令和4年6月の定例会からタブレット端末を導入し、しばらくは通常の紙資料と併用していたものの、同年9月定例会以降は、本会議、全員協議会のみならず、すべての委員会や会議において、完全ペーパレス化を図り、紙の削減や作業効率の向上に取り組んでいる。

また、大規模な災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により、委員が委員会の開催場所への参集が困難である場合など、特に必要があると認めるときに、オンラインによる方法で委員会等を開催することを可能とする条例・規則の改正を行った。

5 先進地視察

直面している課題解決や民意を町政に反映させる政策づくりのために、常任委員会や特別委員会において、毎年、積極的に県外への行政視察を行っている。直接自分の目で見て、現地で声を聞くことの重要性を踏まえ、視察後は参加した議員全員が視察研修報告書を提出し、視察の成果を見える化するとともに、政策の企画立案に役立てている。

(事績2) 住民に開かれた議会

1 本会議の中継

平成15年6月定例会から、ケーブルテレビ本会議の生中継のほか、録画放送を複数回放映している。さらに、令和5年9月定例会からYouTubeサイトを利用し、ケーブルテレビ未加入者も含め、いつでもどこでも視聴できるように環境を整え、議会に関心を持ってもらえるように鋭意取り組んでいる。

2 議会広報

議会広報紙については、議会の審議・活動状況について広く住民に周知することで、議会に対する理解と関心を深めてもらうことを目的に、定例会ごとに年4回、町内全戸に配布するほか、町のホームページから閲覧できるようにしている。なお、平成26年11月

に第1号を発行して以来、令和6年7月には創刊10周年となる40号を発行した。

定例会での各議案に対する議員ごとの賛否等を記載した一覧表は、令和5年6月から、QRコードを利用し、町のホームページで閲覧できるようにしている。

また、一般質問や常任委員会の審議概要、過去に議会から提案した一般質問に対して、実現した事業等を紹介する「追跡レポート」、視察研修報告のほか、住民の方が議会に対して期待している「町民の声」など住民の意見を政策づくりに活かす機会を提供している。紙面は、できるだけ文字を減らすなど、見やすくわかり易くをモットーとした広報紙づくりに取り組んでいる。

その他、不定期ではあるが、町民の皆さんに今、伝えたい、伝えなければならない町の施策や事柄を特集記事として広報紙に盛り込み紹介するなど、マンネリ化の解消に努めている。また、平成29年10月から現在に至るまで、普段子どもに接する機会が少ない町民に対しても町議会に親近感を持ってもらえるよう、町の将来を担う子ども達の写真を表紙にしている。

さらには、全国町村議会議長会主催の町村議会広報研修会には、事務局職員も含め、議会広報特別委員会に所属する全議員が毎年参加しているほか、議会広報クリニックには隔年で参加し、議会広報紙作成の実践的テクニックを磨いている。

3 ホームページ

令和5年10月にホームページをリニューアルし、新たに質問通告の概要や本会議での審議結果を直ちにアップするなど、リアルタイムでの情報発信に心掛け、開かれた議会を目指し、鋭意取り組んでいる。

その他、本会議に係る会議録を公開するとともに、会議録を検索する機能を持たせ、住民が知りたい情報を抽出して、容易に閲覧できるように対応している。

さらには、議員の政務活動費の使途の透明化を図るため、平成28年度分から収支報告書のほか、より詳細な項目別内訳や領収書の写しも公開し、議会に対する町民の信頼を高めている。

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

1 議会のデジタル化

令和4年6月から本会議や委員会でタブレットパソコンを導入し、紙で配布していた

議案参考資料、委員会資料を全てペーパレス化したことで、資料の持ち運びや処分への労力が激減したほか、過去の資料データにも容易にアクセスできるようになった。

また、従来、ペーパーで行っていた会議の開催案内や事務局からの連絡についても、タブレット端末やLINEなどのSNSを活用することで、議会運営の円滑化と情報共有を図っている。

さらに、電子メールによる請願等の提出が可能となるよう規定整備を行ったほか、政府が主導するマイナポータルサービス（ぴったりサービス）の議会への導入も図っている。こうした議会のデジタル化は、単に議員活動の効率化にとどまらず、住民への情報公開の充実、ひいては議会への参画機会の拡大にもつながるものと考え、積極的にその拡大に努めている。

このほか、大規模災害の発生や感染症のまん延等、やむを得ない理由により、委員が委員会開催場所への参集が困難な場合など、特に必要があると認めるときに、オンラインによる方法で委員会等を開催するよう条例、規則を整備している。

2 議場見学

令和3年から地元高校生による職場見学会に議事堂見学を組み込んでいるほか、インターンシップなどで当町の役場を訪れた高校生や大学生にも議場を見学する機会を設けている。見学の際は、実際に議長席や首長席などに座ってもらい、議会の雰囲気を感じながら町議会の役割や仕組み、行政との関りについて説明するなど、将来的な担い手となるきっかけづくりに取り組んでいる。

また、地元の小学生に対し、政治への関心や次代を担う町民としての自覚をもってもらうとともに、地域のために活動しようとする気持ちを養うため、本会議の傍聴を許可している。

石川県 穴水町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

1. 予算執行などの監視機能の強化

以前は、「決算審査特別委員会」が設置され、決算議案の審議を行っていた。

当時、経常収支比率が高い状況にあり持続可能な財政運営や、費用対効果をしっかりと見極め、事業成果が低い事業の見直しや、補助金・助成金については事業内容の公益性・透明性を見極め等が必要とされ、決算議案の審議を次年度の適正な予算編成と予算執行に活かすことを目的に、令和 2 年 6 月議会において「予算決算特別委員会」を設置した。

委員には、全議員を配置し審議を行っている。

2. タブレット端末の導入

令和 5 年 9 月からタブレット端末を導入し、町議会における資料の電子データ管理を始めた。

タブレットの導入により、定例会などの資料で配布される膨大な量の議案書等がペーパーレス化になったことで、持ち運びや書類の保管・検索が容易になった。また、今まで印刷し配布していた議会関係の条例や規則、週間予定表などの関係資料もタブレットでいつでも閲覧可能になり、議員から要望があれば必要な資料を瞬時に届けることができ情報共有のスピード化が可能となった。

今後は、各種研修会、視察、各委員会等でもタブレットを使用し、活用の幅を広げていきたいと考えている。

(事績 2) 住民に開かれた議会

1. 議会だよりの発行

住民に開かれた議会を目指し、議会単独での議会広報「あなみず議会だより」を平成 24 年 8 月 1 日から発行を始め、令和 6 年 11 月で 50 号の発行となる。

あなみず議会だよりは、年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）発行し、執行部が発行する広報と一緒に世帯へ配布を行っている。

議会だよりの作成にあたっては、広報編集特別委員会を設置し、議員 4 名が編集委員を務め、事務局職員と編集を行っている。主に予算関係を中心に各委員会に付託された議案の質疑応答や一般質問、議員の活動状況を掲載している。表紙には、その時の時事の写真を掲載。また、少しでも多くの方に見ていただけるよう議会専用のホームページにも近年掲載を始めた。

2. 中学生議会の実施

平成 19 年より実施している中学生議会は、新型コロナウイルス感染症の影響により 2 年間中止していたが、令和 4 年度より再開している。さらに、その様子は一定期間ケーブルテレビに放送され広く町民にも視聴されている。

また、中学生からは、町政に対し自由な発想から多くの提案がされ、平成 22 年 4 月には「穴水町環境美化条例」が施行されている。

長野県 南箕輪村議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

1 「執行機関の附属機関等の委員及び議員選出監査委員の就任検討特別委員会」の設置
南箕輪村議会では平成 25 年 3 月に制定した「南箕輪村議会基本条例」に基づき、議員の政策形成能力の向上や監視機能の強化に努めている。

長などの執行機関の事務について審査または調査を求めるため、議会議員も執行機関の附属機関等に委員として就任しているところである。しかし附属機関等は執行機関の一部をなすものであり、議員の関わり方は慎重に検討する必要があることから、委員としての就任について検討することとした。また、平成 29 年の地方自治法改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）によって議会選出監査委員が選任制となり、自治体ごとの判断が可能となったことから、その在り方を議論する必要があると判断し、議会選出監査委員についても検討する特別委員会を令和 5 年 12 月に設置した。令和 6 年 12 月に結論を出すべく議論を重ねている。

2 専門分野に関する研修

各常任委員会ではテーマを決め、先進自治体への視察研修を行い、当村が抱える問題等について先進事例や情報収集を行うなど、今後の政策に活かすため見識を深めている。

議員の知識向上を目指し、令和 5 年 12 月に「議員のための財政分析の基礎に関する研修会」を行い、財政分析表の見方を学び、予算決算の状況把握等に努めた。また、令和 6 年 2 月に村の建設水道課職員を講師として「水道事業会計の仕組みについて」の研修会を開催し、理解が難しい公営企業会計への知識を深めた。

3 災害時等における議会活動

令和 2 年 9 月、新型コロナウイルス感染症まん延時におけるオンライン委員会開催を可能とする委員会条例改正を行った。加えて令和 6 年 4 月には、大規模災害時や育児・介護等のやむを得ない事由により委員会開催場所に参集することが困難な場合でも、オンラインでの委員会出席を可能とする委員会条例改正を行った。

災害発生時は、議会として行政側と連携を図るとともに相互の情報交換を行い、迅速に住民の救援に努めることの指針として定めた「南箕輪村議会災害時行動マニュアル」に基づき行動することとしている。村対策本部が設置された場合は、これに協力するため、南箕輪村議会災害対策室を設置することができることとし、各議員はそれぞれの地域または避難所

において、被災情報・安否情報等の収集、避難所運営・救援活動に協力をしていくこととした。防災訓練は村防災訓練に合わせて実施し、議員自らの安否と居所または連絡先をメール等で事務局に報告するなど、災害時での連絡体制の確立と、議会運営の維持に努めている。

今後は先進議会を参考に、BCP の策定に向けて検討する予定。

(事績 2) 住民に開かれた議会

1 「村民の声を聴く会」を開催

毎年村内 12 地区に議員が出向き、「村民の声を聴く会」を実施している。各地区の公民館などに出向くことで、住民との距離が縮まり、切実な願いや意見を聴くことができている。寄せられた要望をまとめ、毎年村側に要望書を提出している。

2 議会だよりの発行

議会だよりは年 4 回発行し、全戸配布している。一般質問や審議の内容を簡潔に掲載し、文字数を抑えるために QR コードを活用。写真やイラストを増やすことで読みやすく親しみやすくなるよう工夫している。「きらきら村の仲間たち」は毎回企画しているコーナーで、村で活躍している住民にスポットをあて、議員自ら取材し、編集を行っている。

令和 4 年度までの議会だよりは縦書き横書きが混在し右開きだったが、単位のアルフabet 表記や英単語などの読みやすさや目線の移動のしやすさなどを考慮し、令和 5 年度より全ページ横書きに統一し、左開きに変更した。

議会広報モニター制度により、住民目線の誌面改善に取り組んでいる。

3 傍聴しやすい環境整備

車椅子でも傍聴席に入ることができるようにリフトを設置している。令和 6 年 6 月に会議規則の改正を行い、熱中症予防対策としての飲料水（水または茶）持ち込みを可能とし、誰もが安心して傍聴できる体制を整えた。

4 主権者教育

小学校高学年以上を対象とした「議会のしおり」を作成し、議場を見学に来る小中学生に対して、議会の役割を分かりやすく説明できるようにしている。

中学生議会を毎年実施している。「議会のしおり」を使用しながら中学生議会に参加する3年生に対して事前学習会を開催し、議員自ら議会の役割などの説明を行った。

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

1 住民との懇談会を実施

住民との懇談として、「村民の声を聴く会」を村内12地区すべての地区に出向き、開催した。また、商工会や小中学校教育関係者、地域おこし協力隊など、広く各分野との懇談会を積極的に行い、出された意見や提言を議会で一つひとつ検討を重ね、村側への要望書として取りまとめるなど、村への政策提言に活かしている。

2 議会広報モニター

議会広報モニター10名のうち女性が5名と半数とした。議会だよりに「広報モニターの声」として議会に対する意見を掲載することで、女性の声を議会活動に活かしている。

3 若者が参加する勉強会の実施

近年の投票率低下と議員のなり手不足への改善策として、今年度「若者議会」を初めて開催する。「若者議会」参加者対象の議会に関する勉強会や、一般質問を体験することを通して、将来の議員を育てることにもつなげる狙い。

4 女性議員等に対するハラスメント対策

当村は議員定数10名のうち3名が女性議員であり、また、課長等の管理職職員のうち女性が約半数を占めている状況の中で、女性議員はもとより村職員に対するハラスメント防止研修を行った。全議員の意識づけを行い、誰もが安心して議員を目指し、議員活動を行うことができる環境づくりを進めている。

（事績４）地方議会・地域活性化のために特別な取り組みをした議会

１ 女性や若者の議会参画の取り組み

村政や議会への関心を持つきっかけとすることを目的に、女性だけでなく若い世代（村内在住・在勤・在学の18～40歳代の若者）を対象とした「若者議会」を今年度初めて開催する。村及び議会は若者議会でも出された意見・提言を尊重し、村政運営の参考とする。若者議会参加者への議会に関する勉強会を実施した。今後、議員のなり手不足解消への一つのきっかけづくりになるよう取り組みを進めている。

２ 住民とともに活動する議会

毎月、議員自らが村内防犯パトロールを行い、地域の安全対策推進や危険箇所の把握に努めている。

大芝高原に続く村道沿いに、いろいろな住民有志の団体が花壇を整備しており、議会も2か所の花壇にマリーゴールドを植えて、大芝高原への道に彩りを添えている。

また、村の3大イベント「大芝高原祭り」の準備や片付け、「イルミネーションフェスティバル」の電飾飾り付けに参加するなど、住民とともに活動する機会を積極的に持ち、より身近な議会となるように全議員が常に心がけている。

三重県 木曽岬町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

1. 監視機能を高め議会力向上のため、通年会期制の導入

定例会は年に 4 回招集され、概ね 13 日間の会期をとって慎重審議を行っている。議会の大切な役割のひとつである監視機能を充実するため、平成 17 年 5 月 18 日より 3 つの常任委員会（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会広報常任委員会）を設置し、議会に上程された議案について、委員会付託による詳細な質疑、調査を実施することにより、的確な採決結果に結び付けられるよう監視機能の強化を図った。

なお、議会改革の更なる推進に資するため、議会広報に特化した特別委員会を設置することを検討したが、全議員が参画すべきものとの趣意からより広く、全員協議会で議論し、進めていくこととした。なお、定例会前には、議会運営委員会を開き上程議案の内容を聞き、一般質問の方法や会期日程等を協議する。

一般質問では、議長以外のほぼ全議員が質問に立ち、町政を問うている。

その他議員活動では、議員間の自由闊達な討議の場としての議員懇談会を月 1 回程度実施し、町政（総合計画）にのっとり、協議、検討、調査の場を持ち監視および評価を行っている。調査や検討結果については、議会から首長へ提言書や報告書などを提出するなどして議会としての監視機能を果たしている。

2. 意見書提出権の積極的な活用

内閣総理大臣、国会等に対して積極的に意見書を提出しており、令和 5 年度は、9 月定例会において「義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書」及び「教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書」及び「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書」及び「防災対策の充実を求める意見書」、さらに 3 月には上記機関に加え県にも「木曽岬干拓地南側の土地利用の推進を求める意見書」の計 5 件を提出し、議会の意思を表明している。

3. 他の地方議会と連携し、議会活動の充実に努める

議員の資質向上や知識取得のため議員全員で行政視察を年に 1 回行い、議会改革だけではなく様々な分野の先進地事例を調査研究し、議会運営等について研鑽を積むため議員研修会を年 1 回行っている。

なお、今年度から年に 1 回、近隣町村議会と合同での研修会を開催し、相互の情報交換を

行う。

(事績 2) 住民に開かれた議会

議会の審議・活動状況を広く町民に周知し、町民からの負託にこたえるべく議会改革に取り組む中、円滑な町政の推進を図るため、多様な民意の把握に努めるとともに、議会から積極的に情報発信をし、より身近に感じていただけるよう住民に開かれた議会を目指して活動が続けている。

1. こども議会、中学生に対する出前講座（中学生との懇談会）の実施

平成 18 年から教育委員会が主体、町議会が後援として、小学 6 年生を対象に、次世代を担う木曽岬町民を育成するため、行政と町議会の役割や仕組みについて子ども議会を通じて正しく学び、町行政への関心と社会の一員としての意識を深める「こども議会」を実施している。

また、平成 30 年から議会が主体となり、「おでかけ対談」として議会広報常任委員会が町内の個人、団体、企業等との対談（意見交換）を開催した。その中で、中学生との懇談会が特に講評だったことから教育委員会から今後も続けていきたいとの申し出があり、令和 2 年度から教育委員会が主体となり、議員全員が参加し開催することとなった「中学生とのふるさと懇談会」は、中学 2 年生を対象に、次世代を担う木曽岬町の中学生が、年間を通して学んできた地域の姿や課題について町議会議員と意見交換し、将来住み続けたいと思えるまちになるよう提言や行動することで、「将来のまちづくり」への関心や、地域のために考え行動しようとする意欲を高める「中学生とのふるさと懇談会」を実施している。今年度のテーマは「こんな町なら住み続けたい」で、議員を各テーブルに配置することで身近に感じられ、日常生活で困っていることや議員活動等、活発に子どもたちとの意見交換ができた。子どもたちの意見を聞くことは、議員にとって大変重要な刺激のある機会であり、議会の課題にも気づきがあった。

2. 議会だよりの発行

議会の活動状況を広く住民に周知するため「きそさきのギカイ」を年 4 回（2 月・5 月・8 月・11 月）発行し、全戸配布している。各号の編集は、初回のみ全議員 8 名で協議し、第 2 回以降は議会広報常任委員会 4 名が担当し、定例会議や随時会議の概要、委員会の活動や行政視察等町議会の活動をお知らせしている。

より町民の関心を引く紙面となるよう、令和 5 年度は北海道鷹栖町で議員研修を行い、

紙面づくりに関する資質向上を図った。

また、広報紙各所に二次元コードを掲載し、議会ホームページや町 YouTube の議会ページへの円滑な動線になるようにしている。

3. ホームページの活用

本議会は誰でも閲覧できるようホームページを作成し、議会開会前に議会日程と一般質問項目、閉会直後に議決結果と議員別審議結果を閲覧でき、適宜、会議録や政務活動費、議会だよりなども公開し、更新時にはトップページに、記事のリンクが表示され、新しい情報を閲覧しやすくなっている。なお、同時に SNS も活用し議会情報を積極的に周知している。

また、議会活動の軌跡を「議会の動き」として日付ごとに掲載し、細かな議会活動についても閲覧できるようにしている。

4. インターネットや CATV 等の活用

令和 5 年 9 月より、議会への関心を深めていただくため、町のケーブルテレビによる録画配信や町 YouTube の議会ページにおいても、本会議の一般質問の模様をだれでも視聴することができる。初年度である令和 5 年度は 1,400 回程の視聴回数であった。

5. 傍聴しやすい環境整備

議会の傍聴案内を町ホームページや議会広報紙に事前にお知らせし、傍聴者は議会当日に受付で住所・氏名・年齢を受付表に記入するだけで傍聴することができ、議事日程や一般質問一覧を配布し、会議内容をわかりやすくしている。

また、令和 2 年から、議場傍聴席には車椅子が入ることのできるスペースを確保し、階段にはスロープや昇降機を設けており、身体に障害を持つ方にも傍聴しやすい環境を整えている。

6. デジタル技術の活用

令和 4 年 3 月からタブレット端末を導入し、町議会における資料を電子データで管理（ペーパーレス化）することにより、経費の削減と議会運営の効率化を図っている。

また、各種資料や過去の資料の閲覧も容易となり、議会活動の活性化・円滑化と情報共有の強化を図っている。

兵庫県 多可町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

(1) 議員・委員会提案による条例制定

○議会基本条例及び議員政治倫理規定の制定

多様な町民の意見を把握し公正・透明な議会運営と、住民に対する説明責任の強化を図るため、平成 24 年 6 月に多可町議会基本条例を制定しました。この条例制定は、地方分権が進む中で自己決定権の拡大に伴い、議員自ら改革をすすめ、その責務を果たそうと議会改革の一貫として平成 22 年 6 月に「議会改革調査特別委員会」を設置したことから始まります。同条例の制定までに、県内外の先進地市町の視察や専門家の講演会などに参加するとともに、議会改革に精通する講師を招いて研修会を実施し助言指導を受け、町内全世帯アンケート調査や新成人者対象へアンケートを実施しました。

また、条例案をパブリックコメントに付し、試行的に開催した初めての議会報告会において説明し、地域住民の生の声や意見を十分に吸い上げるなど、制定までに委員会を 25 回開催、作業部会を 28 回開催し協議を重ね、平成 24 年 6 月定例会に議会改革特別委員会委員長名で議会基本条例を提出・可決、施行へと至っています。

また、平成 24 年 6 月に多可町議会議員政治倫理規程を作成し、議員としての使命を自覚し、町民の厳粛な信託に応え、全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるために策定しています。令和 2 年度においては、議員の審議会等への参画を見直すため、執行機関と議決機関の機能及び権限の分立の趣旨から議員が審議会に参画しない旨を明買うにしています。さらに、兼職・兼業に関する遵守事項として、町からの補助金団体や業務受託団体の代表または役員に就任しないことや行政区の区長や民生委員等の職に就任しないなどより厳格規定して議員活動に取り組んでいます。

○議会提案の「多可町一日ひと褒め条例」の制定

町民らが、家族や友人、職場の同僚の良い点を見つけて言葉で伝え合うことで、地域の活性化を目指す「多可町一日ひと褒め条例」を平成 30 年 12 月議会で議員提案・可決し、平成 31 年 1 月 1 日から施行しています。同条例は、住民や事業所、また町の姿勢を示す理念条例として、多可町議会と商工会未来創造実践部との意見交換会の中で、疲弊した感情が充満する殺伐とした世の中ではあるが、人間の原点に立ち返り、心豊かで賑わいのあ

る町にしたいという強い決意のもと制定したものです。

「一日一度は人を褒める、または感謝の気持ちを伝える。」「人のよい言動や成果を見つけ出し、積極的に賞賛する。」「事業所では従業員が積極的にコミュニケーションを図り、風通しのよい職場をつくる」などを謳い、役場施設はじめ、町内の事業所、商店でのぼり旗を設置したり、卓上ポップなどを作成したりして PR 普及するなど地域の皆で自尊心を高めていくことの必要性を草の根運動的に広げています。

また、会議での様々な会合の冒頭あいさつで「一日ひと褒め条例」に触れ町外へも広く発信しているため、テレビなどのマスメディアにも取り上げられ、他の自治体からの視察、問い合わせが広がりを見せつつあります。

（２）条例による議決事件の追加

多可町議会基本条例には、地方自治法 96 条第 2 項の規定に基づく議決事項として、総合計画など町政全般にわたり住民生活に大きな影響を及ぼす重要な計画に関しては議決事項であると追加規定し、議会での監視機能を高めています。

（３）決算、当初予算の監視機能と議案の修正

予算・決算の審査については、予算決算特別委員会を設置し、議員全員の審議で監視機能の強化を図っています。なお、9 月定例会の決算審査特別委員会では、執行部から提出される決算書と主要な施策の実績にかかる資料と、当初予算時の説明資料や所管事務調査で提出された各種資料を照合させ、実績や成果、課題などに対する質疑を作成しています。質疑方法は、より詳細な回答が求められるよう、また多くの質疑に対応できるよう、事前質問形式を採用し議論を活発化しています。

また、3 月定例会でも議員全員の予算決算特別委員会を開催し、決算監査で審議した内容が、翌年度の予算編成方針や各事業計画で反映されているのか、また、指摘した内容が改善されているかなどの視点で積極的に各議員が質問を行っています。

さらに、予算決算特別委員会では、議員間の自由討議を行い、議員間の審査過程で出た意見を取りまとめ、執行機関へ政策立案に活かすよう意見書を提出するなど、監視機能の強化に努めています。

（４）議員同士の自由な討議の活用

平成 28 年 3 月改正の多可町議会基本条例には、討議・討論による合意形成として、議員相互間の討議や委員会での自由討議を規定しています。各議員が地域や立場に基づく

多様な意見を持ち寄ることで、政策の多角的な検討が可能となっています。また、討議を通じて政策の問題点が明らかになり、建設的な解決策や妥協案が生まれやすくなっています。そのため、委員会、議会全員協議会では、議員相互の協議として自由討議を実践し合意形成を図っています。

(5) ICT化の推進（タブレット端末の導入）

平成30年1月に議会ICT推進特別委員会を設置し、「タブレット議会」導入に向け、議会ICT推進特別委員会で先進地視察や議員による会議システムのデモ体験で検討を重ねました。翌令和元年11月に、「議員の利便性の向上」と「執行部・議会事務局の負担軽減」を掲げ、議会改革の取組として導入を決定し令和3年3月から活用を進めています。これにより、本会議や各種委員会などすべての会議資料（予算書・決算書・議案書・委員会会議次第など）をタブレットで掲載するほか、会議案内や事務連絡においてもすべてタブレット内で完結でき事務の効率化が図られています。さらに、議会スケジュールは、共有カレンダーアプリを活用し議員個々で把握できるよう努めています。

このように、議会がタブレットの活用を導入したことで、執行機関や教育委員会での導入・活用が進み、課長会や幹部会でもタブレット活用が進み（以下詳細参照）町全体でのICT化の飛躍的推進を先導することが出来ています。

<議員の利便性向上>

- ① 会議に関する各種資料の取得（全ての計画をPDFデータ化しクラウドで保管）
- ② 議員と議会事務局間での情報及び各種連絡文書等の送受信（グループウェア）
- ③ 検索サイトからの情報閲覧
- ④ 会議録のPDFデータ化
- ⑤ スケジュールの共有
- ⑥ 議員活動における活用

<執行部・議会事務局の負担軽減>

- ① 経費の削減（用紙代、コピー代などの経費を大幅削減）
- ② 労務の削減（資料のホッチキス止め、配布などの煩雑な業務労力・時間を大幅削減）
- ③ 副次的な業務の削減（ペーパーレス化による資料保管場所の改善で職場環境を）

(7) 多可町災害対応指針

平成 29 年 2 月に策定した「多可町議会災害対応指針」では、大規模災害発生時の町議会及び議員の行動指針を策定し、多可町災害対策本部が、迅速かつ円滑に応急活動が行えるよう側面からの支援を定めています。実質的には、議長（議会事務局）は議員間の連絡体制を図るとともに、議員の居場所または連絡先を明らかにし、連絡体制を確立することとし、議員の安全確保を行ったうえで避難者の安全確保や避難誘導に協力することと定めています。

また、各議員からの地域からの要望等については、議長（議会事務局）が取りまとめることにしています。

(8) 一般質問の強化

一般質問は、事前通告、一問一答式を採用しています。

なお、質問時間は、執行部の答弁を除き 30 分以内とし、時間内の質問回数については無制限であることから一步踏み込んだ活発なやりとりが実現しています。

また、一般質問は、議長を除くすべての議員が毎回行い、議会としての町政監視機能の充実と役割を果たしています。

(事績 2) 住民に開かれた議会

(1) 議会報告会及び意見交換会

令和 3 年度から、町民各層の多様な意見を聴き住民の声をどのように政策提案へ反映させるか、住民との信頼関係を強化し議会活動や地域課題等をどのように効果的に発信していくのか検討しました。また、今まで以上に積極的に広報広聴に取り組んで行くという認識を示すため、議会報告会のみならず、まちのたかテレビ（ケーブルテレビ）はじめ、議会ホームページ、SNS など様々な手段を積極的に活用しています。

更に、議会活動のより一層の活性化を図るため、令和 4 年 2 月から「議会改革推進部会」を新たに設置し、議員活動を周知させることで住民からの理解と住民意見の吸い上げを強化する議会活動に取り組みました。

特に、各種団体と実施している意見交換会で止まることなく、細やかな地区単位実施することで地域住民の意見を聞き取るなど、令和 6 年度においては、3 か月で 12 地区を訪

問しました。また、各会場の意見を議会で集約し、たかテレビ（ケーブルテレビ）で放映や議会広報に掲載し、各常任委員会で政策提言として報告しています。

（２）議会の情報公開

定例会及び臨時会等本会議については、町内全域をカバーするたかテレビ（ケーブルテレビ）で一般質問、議案審議などを録画放送で実施しているほか、ニュース番組のダイジェストで審議内容を放映している。また、幅広い年齢層へのアプローチとして、ユーチューブチャンネルも活用して定例会での議案審議や議員一般質問の放映を行っている。

更には、町ホームページやフェイスブックを活用し、委員会状況や視察など議会事業を随時更新して掲載している。

（３）議会広報

議員６人による議会広報特別委員会を設置し、５月・８月・１１月・２月の年４回、「多可町議会だより」を発行している。掲載内容については、定例会、臨時会における議案審議や議会活動に関する事項（所管事務調査、視察報告、研修報告等）について、大見出しや中見出しで中身が連想されるように努め、各議員の賛否状況や討論内容も掲載して住民が聞きたい視点、知りたい視点に立ち、理解しやすいようＱ＆Ａ方式を活用しながら説明を行っています。また、一般質問については、住民に読んでいただけるよう全体的に文書が長すぎないか、行政用語でわかりにくい表現になっていないかなど注意を払い質問の要点をまとめて編集を行っています。また、表紙写真や掲載内容写真については、委員がイベントや事業、集落行事に直接出向き、現場の楽しい状況や雰囲気が伝わる写真の選定をして掲載するなどの工夫を行っています。

（全国町村議長会広報誌写真部門受賞）

・ H27 銀賞 表紙写真賞

・ H30 銀賞 表紙写真賞

○議会広報モニター制度の導入

開かれた議会広報を実現するため、令和４年８月から毎年、議会広報モニター１０名程度を委嘱しています。毎年２回会議を開催し、掲載記事についての意見や、町政に関することなど住民皆さんから生の声を聞かせていただいております。また、毎号、読んだ感想や掲載記事の内容や議会活動への全般的な意見・要望についてアンケートフォームで回答いただき、次の紙面や議員活動に反映しています。

(4) 議会傍聴の周知

多くの住民に傍聴していただけるよう、定例会・臨時会の日程について、たかテレビや防災無線により毎回欠かさず周知を行っています。また、傍聴する際、議場の静粛維持や議事妨害、示威行為・迷惑行為の禁止等について分かりやすく記載した傍聴人案内を掲示し、傍聴しやすい環境づくりに努めています。

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

(1) 議会報酬改定への取り組み

○議員報酬検討

平成21年9月以降、多可町特別職報酬審議会が10数年以上にわたり開催されず県下の町議会の報酬状況においても低い状況だったことから、令和2年8月の議員全員協議会で多可町議会議員報酬検討部会を設置しました。これまで、適正な報酬について議会でも報酬審議会でも議論がなされていないこともあり、議会議員の報酬や定数はどうあるべきか、また、議員のなり手不足という視点からも議論を深める必要があるとして全8回の部会を開催しました。同部会では、「議員の活動報酬算定方式の原価方式(多可町版)」と「近隣議会や類似団体等の比較方式」の2つの手法で報酬額を提示するとともに、定期的な報酬審議会の開催(最低年1回は開催)や、2元代表制のもとで議員1人ひとりが積極的な活動を行い、資質の向上を目指す意識改革などを含めた内容の報告書を作成し報酬審議会に提出しました。また、令和6年7月に全国町村議会議長会で「議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適正化に関する決議」がなされたことを受け多可町議会では、議員報酬は詰まるところ住民に見える範囲で判断された結果として、多可町報酬審議会に議長が出向き、報酬の現状と議会活動についての報告、議員のなり手不足の現状などについて丁寧に説明し理解を求める活動を行いました。

○議員定数の見直し

令和3年度に実施した議会改革推進部会で住民との意見交換(定数削減)や住民アンケート調査結果を元に、議員定数の見直しを検討する議員定数調査特別委員会を設置し協議を重ねました。同委員会では、近年、議員一人にかかる「職責と仕事量」が多くなっている一方で、少子高齢化や人口減少が進んでいる現状を考慮し、常任委員会の定数基準

を7名から8名が下限と判断し、議員定数14名と決めました。

○高校生議会の開催

当町唯一の高校である県立多可高等学校の生徒を対象に、高校生議会を平成29年から継続して開催しています。これは、高校生に対する主権者教育の向上と政治や地域への参加意識を高めることを目的に開催するもので、ワークショップを開き、議会の仕組みや役割、町議会の流れを説明する中で、生活の中での問題点、課題点、夢や希望を議員と意見交換をしながら生徒自ら多可町の実情を調べ、一般質問の通告書を作成しています。

そして、参加生徒全員から一般質問がなされ、議員が答弁を行う関係を構築しています。

なお、兵庫県では、県立高校の再編計画が進んでおり、多可高等学校においても定員割れが続き存続が危ぶまれる事態となっていますが、高校側は、この高校生議会を特色ある高校行事として位置づけ、継続開催を強く切望されています。

○政策提言書の提出

若い世代の意見を具現化するために、高校生議会での一般質問は、議会において政策提言として取りまとめ、執行部に提出して実現に向けて協力を求めています。これまで、高校生議会で地元高校生から出された一般質問から、「利用状況に応じた路線バスの運行」「通学路の安全対策」「町外生徒の通学費用助成」「多可フェスの開催」など様々な意見が実現しています。

奈良県 王寺町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

【王寺町議会の構成】

現在の町議会の議員定数は 12 名である。議会体制は常任委員会として総務文教常任委員会（6 名）とくらし環境常任委員会（5 名）があり、議会運営委員会（6 名）と全議員による義務教育学校特別委員会、議会改革特別委員会となっている。また、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として必要に応じて全員協議会を開催している。

本年は本町を含む 4 町で構成する北葛城郡町村議会議長会と、本町含む 7 町で構成する王寺周辺広域市町村圏議長会の会長町として、研修の企画や広域にわたる課題の話し合いを積極的に行い、近隣議会との連携を図ると共に議会活動の充実に努めている。

【義務教育学校の設置検討調査研究特別委員会】

平成 28 年度に町から議会に対し、義務教育学校（小中一貫教育）開校に向けた提案があったことから、平成 29 年 3 月、全議員で構成する「義務教育学校の設置検討調査研究特別委員会」を設置した。学校施設の約 7 割が建築後 40 年を超えるなど老朽化している現状を考慮しながら、町の今後の義務教育の在り方について議論を重ねるもので、令和 4 年 4 月の義務教育学校開校までに 23 回の委員会を開催した。

委員会では外部有識者を招いた講習会や先進校 7 校への視察、基本方針や計画案に対し、施設整備や GIGA スクール構想、王寺ならではの特色ある 9 年間を通したカリキュラムに教職員の配置、通学路等、ハードソフト両面への進言を行った。

また視察や講習会、委員会で得た情報や知見を、議会報告会を開催して住民に報告・意見交換会を重ね、いただいた貴重な声の数々をもとに行政に働きかけ続けた。

これらの経緯を経て、開校後も「義務教育学校特別委員会」と名称を変更して 8 回開催しており、現場視察を行いながら教職員、児童生徒の声を聴いている。

町は特色ある教育活動を、移住定住、暮らし満足度向上の大きな柱として掲げており、議会としても地域活性化の核として、義務教育学校をおおいに活用していくことを求めている。

（事績 2）住民に開かれた議会

【議会広報の改善による住民の行動変容】

令和 5 年 4 月の改選を機に読まれない議会だよりをリニューアルし、初出場した広報コンクールで全国 10 位に選ばれた。また紙媒体×LINE によるクロスメディアによる発信で、本会議視聴数は年間 4 倍となり、住民の行動変容につながった。リニューアル後は議員が取材を行い、住民の声を聴いている。また閉じた SNS ではなく、オープンな発信となる公式 note の運用や、地域におもむく意見交換会の始動など、王寺町議会は広報の改善からつながった議会改革への道を歩んでいる。そのねらいと効果を紹介する。

令和 5 年 4 月の改選後、読まれない議会広報紙に課題を感じていた議員と、同時期に町の広報担当課から議会事務局へ出向した職員が話し合い、全面リニューアルに向けた土台づくりを行った。まず、ユニバーサルデザインのスキルを持つ職員が各ページの課題を抽出し、仮デザインを作成。議会広報編集委員会で共有し、下記の編集方針（抜粋）定めた。

コンセプト「あなたと議会をつなぐガイドブック」

- ①町民の参加…住民が登場する紙面へ。WEB アンケートを常設し、常に住民の意見を聴き柔軟に改善できる導線を整備
- ②脱・報告書…すべての審議結果を網羅せず、住民の関心が高い記事を優先順位・メリハリをつけて掲載
- ③読みやすいレイアウト…ユニバーサルデザインの考え方を紙面に落とし込む構成へ
- ④文字を少なく写真を多く…読み手を第一に考え、記事は簡潔でやさしい表現に

堅い議会のイメージから、読み手の心理的ハードルを低くすることを心掛け、カジュアルなデザイン、雑誌のような特集、余白やあしらいを整え、誰もが読みやすいユニバーサルデザインの考えに基づいた編集を行うものだ。この方針を議会・行政双方の合意形成のもと、リニューアルに向けて動き出した。

これまで審議結果の掲載が中心で特集記事はなかったが、リニューアル後は特集を常設した。初回特集は「議会ってなんだ？」と題し、議会・行政・住民の関係や議会の意義・ながれ等、基本をあらためて解説するものだ。また特集のまとめでは、住民モニターに紙面を読んでもらい、その感想を掲載するとともにリニューアルに込めた町議会の思いを熱く掲載した。住民の声とともに届けたメッセージだからこそ、発行後はアンケートや道行く人の

声、SNS 上で、下記のように好意的な反響（抜粋）が多く寄せられた。

（住民の声）※リニューアルを歓迎しない声はゼロ

- 情報が見つけやすくなり、目にも優しく何度も開いて読みたくなる。大英断に感謝。
- 議会だよりとは思えないほど親しみやすくなった。町民に寄り添った取組が素晴らしい。
- 初歩的だが全く知らないことなので、特集で議会の流れを知れてよかった。
- 正直、議員が何をしているのか興味がなかったが、今後の動きが知りたくなった。
- 以前は難しく見慣れない単語が多く、文字ばかりぎっしりで、新聞みたいに冗長な印象で読みにくかった。今号はユーザーフレンドリーな印象を受け、ぐっと読みやすくなった。

数多くの住民からの評価に続き、対外的な評価が寄せられた。

- 「月刊地方議会人」での広報コラムでの事例紹介（令和 5 年 10 月号・11 月号、令和 6 年 5 月号）
- 全国の行政広報担当が購読する「月刊広報」において、4 ページにわたるリニューアル解説記事を寄稿（令和 6 年 7 月号）
- 毎日新聞社主催「第 35 回近畿市町村広報紙コンクール」…初出場で奨励賞受賞（令和 5 年 11 月）
- 全国町村議会議長会主催「第 38 回広報コンクール」…初出場で全国 10 位入賞／奈良県初（令和 6 年 2 月）
- 議会広報に関する行政視察の受入…令和 6 年 10 月末までで 16 件／11 月以降も 7 件の申込
- 日本最大の政策コンテストである「第 19 回マニフェスト大賞」において、3,014 件の取り組みの中から優秀賞（41 件）を受賞。テーマ：「広報の改善からはじまった議会改革への道 - 住民・議員の行動変容 -」（令和 6 年 10 月）

【議員取材の積み重ねで実現した子どもと地域の関係特集】

リニューアル以降、紙面に掲載する住民への取材は議員と職員が行っており、直近で発行した号は 22 人の住民の声を掲載した。

特集は「地域で子どもは育つのか」と題し、毎年議場で開催される「子ども一日町長」に参加した子どもらは何故、シビックプライド（まちへの愛着）を持っているのか。先人から受け継がれてきた、まちを愛する大人たちが地域活動を通して子どもたちと関わっている

からだと位置づけ、活動者を紹介するとともに、議会でできること、これから行うこと（次セクションで解説）を紹介し、「住民とともに王寺町議会は進んでいく」というメッセージを込めたものだ。

さらにページ下には毎号、アンケートで寄せられた素朴な質問に議員が答えるコメント欄を整備しており、子ども特集に合わせて、議員の子どもの頃の思い出を掲載した。このコーナーは住民から人気があり、議員のひととなりが見れるコンテンツとして、全ページに目を通す導線として機能している。

【意見交換会制度の開始と議員の行動変容】

これまで、住民の声を聴く大きな機会は年に一度の議会報告会が主だったが、リニューアル後は議員と職員が住民の声を取材しており、さらに多くの意見を伺おうと、住民がテーマを決めて議員が地域におもむく意見交換会制度がはじまった。そこで得たニーズから議員間討議、政策提案まで行おうと、全員協議会で協議を重ねており、議会全体の改革に踏み出している。また、あらたな広報手段としてメディアプラットフォーム「note」での発信を開始した。議会広報紙の発行は時間がかかり情報の鮮度が落ちることから、タイムリーな媒体として用いるものである。閲覧にアカウントやフォローが必要な、住民が情報を取得するまでのハードルが高い SNS ではなく、記事自体が検索エンジンにヒットし、オープンに閲覧できる note を活用し、より開かれた議会の「見える化」を加速している。

【議場コンサート】

令和2年以降、6月議会と12月議会において、議場を開かれた場にするるとともに、本会議への関心を持ってもらうため、地域で音楽活動を行う団体を招き、本会議前に議場でコンサートを開催している。インターネットでも中継しており、本会議視聴への導線確保と、地域住民の発表の場として機能している。

（事績3）議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

【議会報告会】

平成28年以降、王寺町議会基本条例にのっとり議会報告会を開催し、議会や町の重要施策の解説・報告およびグループディスカッションを行っている。

議会基本条例の説明や子育て支援、防災など毎回テーマを変え、令和3年・4年はコロナ

過によりオンラインで実施した。令和５年の実施回では、町が重要施策として進めている「まちづくり協議会（あらたな地域参画の仕組みとして全国的に注目されている）」について、事前に先進地への視察研修や、有識者を招いた議員研修会で見識を深め、住民に向けて解説し、話し合った。

ディスカッションやアンケートで寄せられた意見は、議員のみならず行政にも共有し、議会・行政双方の見解を述べた回答書を町公式サイトで公開するとともに、「議会だより」でも紹介している。

【子ども議会】

平成２８年以降、中学生を対象にして夏休み期間に子ども議会を実施している。主権者教育の場となるよう、１０名前後の子ども議員から事前に提出された質問に対し、理事者は話し合いを重ね、開会日は本会議さながらの答弁を行っている。

子ども議員の質問がきっかけとなり、町の事業として執行された事例もある。奈良県と大阪府を結ぶ西の玄関口として、県内ＪＲ駅の中で最多の乗降客数を誇るＪＲ王寺駅や、町内の駅コンコースにおいて、突然の降雨に使用できるレンタル傘を設置した「思いやり置き傘」だ。令和元年の子ども議会で提案を受け、理事者側がＪＲ西日本と協議を重ね試験的に導入されたものだが、令和６年現在でも継続している事業となっている。

【本会議のインターネット中継・録画配信】

令和２年９月以降、本会議の様子をインターネット中継のほか、役場１階の大型モニターでも中継しており、議場に訪れずとも気軽に視聴できる機会を設けている。

これまで定例会や臨時会の案内は「議会だより」と「町広報紙」といった紙媒体を中心に行ってはいたものの、視聴数が芳しくなかったことから、「議会だより」のリニューアルと合わせて令和５年９月より、開会前と議会終了後の録画公開を行う際は、紙媒体と「町公式ＬＩＮＥ」のクロスメディアによる周知を行っている。クリックひとつで視聴サイトに誘導する手法により、令和５年９月定例会の本会議中継・録画視聴のアクセスユーザー数は、５倍以上（令和４年９月：２９４件→令和５年９月：１,６６８件）増加。その後も好調に推移し、年間で４倍以上の伸びをみせている。

「住民は議会や行政に関心がない」と言われるが、しっかりと住民の立場に沿った発信を行うことで認知され、参画の入り口に立つてもらうことで行動変容につながる事が証明された。

現在は、より多くの住民に議員の役割や意義を知ってもらおうと、議会改革特別委員会において、「委員会中継・配信」の在り方や実施方法を検討している。

山口県 上関町議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

(1) 常任委員会行政視察

議会の活動は、議案の是非を検討し、その可否を決するというだけでなく、請願、陳情の審査や町民の利益のために行政の基本的施策等への提言を行い、その実現を図るという積極的な姿勢が求められていることから、毎年度常任委員会ごとに継続調査案件をテーマとした行政視察を行っている。本年度は10月に岡山県の倉敷市、及び美咲町に赴き、「小規模多機能自治」や「公共ファシリティマネジメント」等をテーマとした行政視察を行っている。

(2) 勉強会の実施

複雑化する行政に対する監視機能を強化させるため、グループでの自主勉強会の実施や個人での研修・セミナーへの積極的参加により議員としての資質向上に努め、施策の提言を行っている。

(事績 2) 住民に開かれた議会

(1) 町議会ホームページの開設

わかりやすい議会を目指して、議会に関する様々な情報を公開している。

- ①町議会とは
- ②議員名簿
- ③委員会厚生
- ④町議会会期日程について
- ⑤会議録（令和6年7月より公開）
- ⑥傍聴案内
- ⑦請願・陳情
- ⑧議会だより

調整を身近なものと感じてもらうため、本会議の会議録をホームページに掲載している。

（２）議会広報紙による広報

定例会ごとに年４回、議員自らが編集作業にあたり、定例会翌月に発行している。町内全世帯、公共機関等に配布し、あわせてホームページでも公開している。内容は本会議の概要、一般質問、各委員会の報告、研修会の報告等である。令和６年７月より、広報の表紙に QRコードを付し、町ホームページの議会のページへ直接アクセスできるようにした。

（事績４）地方議会・地域活性化のために特別な取り組みをした議会

（１）中間貯蔵施設への取り組み

中間貯蔵施設建設の是非について議会にて討論した。また、中国電力や国、他自治体への勉強会や研修に参加し、施設への理解や住民周知に努めている。本年度以降も一般質問等を通し、施設への理解を一層深めるよう尽力する。

香川県 琴平町議会

（事績 1）政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

1 議案の修正権を活用するなど政策立案機能を発揮している

令和 3 年 3 月議会において、令和 2 年度琴平町一般会計補正予算（第 8 号）議案を修正可決した。

2 一般質問 一問一答方式について

平成 25 年 12 月から、一般質問については、これまでの一括質問方式とともに一問一答方式も選択できるようにし、議員の発言時間は答弁を含め 90 分と長めに設定している。

3 専門分野に関する研修を積極的に行っている

毎年各常任委員会において 3 日ほどの行程で視察研修を行っている。

（事績 2）住民に開かれた議会

1 議会会議録のホームページ掲載

平成 20 年 3 月以降の定例会及び臨時会の会議録は町の議会ホームページにおいて閲覧できるようにしている。また、一般質問の音声について、会議録が作成されるまでの間、町の議会ホームページにおいて聴くことができるようにしている。

2 本会議 一般質問について

一般質問の様子を庁舎 1 階ロビーにおいてライブ放映しており、より多くの町民に視聴いただけるようにしている。また、一般質問の音声について、会議録が作成されるまでの間、町の議会ホームページにおいて聴くことができるようにしている。

3 議会広報誌の発行

議会広報「ことひら議会だより」を平成 23 年 3 月に創刊。以降、毎年定例会ごとに年 4 回、議会広報編集委員会で編集、発行している。一般質問した議員は、自分が行った質問と

答弁を要約した原稿を編集委員会に提出している。編集委員会では、議会の掲載原稿の作成・構成・レイアウト、写真の選定・提供などに携わっており、議会活動や採決結果、一般質問などをわかりやすく町民に伝えられるよう内容充実に努めている。

また、香川県広報発行町議会連絡協議会の主催する研修会や町村議会広報クリニックへの参加などを通して、広報紙のレイアウト・手法などを研究し、より分かりやすい広報となるよう改善を重ねている。

議会広報誌をより多くの住民の方にご覧いただけるよう、戸別配布するとともに、町の議会ホームページにバックナンバーとともに掲載している。

4 子ども議会

子どもたちが議会体験をすることにより、議会の仕組みや働きを具体的に知るとともに、議会や町行政への関心を高めてもらうために、町内の小中学校児童生徒による「子ども議会」を平成6年度（平成7年2月18日 第1回開催）から毎年開催している。

5 常任委員会の傍聴

委員会の傍聴は許可制となっているが、基本、傍聴希望があった場合は、人数制限はあるが、傍聴できるよう積極的に許可することとしている。

6 議長交際費の公表

議長交際費の使途について、平成23年度分より町の議会ホームページにおいて公開している。

（事績3）議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

近年の地方議会議員選挙において、投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が強まっており、議員のなり手不足への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえて、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和に関する事項（地方自治法第92条の2）の改正を行う地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）が令和4年12月16日に公布された。

本町においても、本改正の趣旨を鑑み、また、議員個人による請負の状況の透明性を確保

するため、令和6年3月議会において、琴平町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議員発議にて提出した。

（事績4）地方議会・地域活性化のために特別な取り組みをした議会

令和元年度からタブレット端末を使用したペーパーレス会議システムを導入している。タブレット端末導入に向けて全議員で、会議（本会議・委員会等）時の使用基準の検討・協議を何度も重ね、タブレット端末使用開始前の全議員及び執行部を対象とするタブレット端末使用に向けての説明会の開催を経て、本議会、委員会において活用している。執行部については、議案、議案参考資料、委員会資料等の印刷物の配布を廃止し、議員については現在紙媒体との併用としているが、ペーパーレス化に向けてより一層の取り組みを進めていきたい。

愛媛県 愛南町議会

(事績 2) 住民に開かれた議会

(1) 議会報告会の開催

愛南町議会基本条例第 8 条に定める議会報告会を令和 3 年以降毎年開催し、町政全般にわたる課題についてテーマを決めて住民と意見交換を行い、その結果を町政に反映させるため、委員会所管事務調査で取り上げるほか、執行部と情報共有を行っている。

(2) 本会議の事前周知

本会議開催前に議会日程について町防災行政無線・I P 告知端末、町ホームページ、町広報紙、ケーブルテレビ（愛媛 CATV）で事前周知を行っているほか、議事日程や提出予定議案、一般質問通告書等を町ホームページに掲載している。

(3) 町ホームページによる情報発信

町ホームページ内に議会のカテゴリを設け、会議録や委員会記録、議案、議員紹介、議会の構成などの議会情報を公開している。

(4) 議会中継

平成 23 年第 2 回（6 月）定例会より、ケーブルテレビ（愛媛 CATV）で議会本会議のライブ中継と再放送を開始し、令和元年第 2 回（6 月）定例会からはインターネットでもライブ中継を配信するほか、後日録画中継を視聴できるようにしている。

(5) 町広報紙による情報発信

町広報紙内に議会ページを設け、年に 4 回、本会議及び臨時会における議決結果や一般質問の内容（表題）、委員会報告等を掲載している。

(6) 議場のバリアフリー化

平成 28 年 3 月に竣工し、5 月に業務を開始した愛南町役場本庁舎（新庁舎）は傍聴席にスロープを設けており、車椅子での移動が可能で、車椅子の方の傍聴スペースを確保している。

(7) 授乳室

議会専用ではないが、議場がある愛南町役場本庁舎の 1 階に授乳スペースを設けている。

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

(1) さまざまなツールを活用した情報発信

町ホームページ、町広報紙、町防災行政無線・IP告知端末などを活用して議会の情報を住民に発信しており、ケーブルテレビやインターネットで議会中継（ライブ・録画）を行っている。

(2) 議会報告会の開催

地域住民と意見交換を行う議会報告会を愛南町役場本庁舎や御荘文化センターなどの住民が集まりやすい場所で開催している。

(3) 議会のデジタル化

平成30年第3回（9月）議会定例会から本会議にタブレット端末を導入しており、その他にも日常の事務連絡や会議の資料配付が瞬時に終わり、情報のやり取りが圧倒的に早くなった。

(4) 議場のバリアフリー化

平成28年3月に竣工し、5月に業務を開始した愛南町役場本庁舎（新庁舎）は傍聴席にスロープを設けており、車椅子での移動が可能で、車椅子の方の傍聴スペースを確保している。

(5) 授乳室

議会専用ではないが、議場がある愛南町役場本庁舎の1階に授乳スペースを設けている。

(6) なり手不足解消に向けた議員報酬増額に関する議論

なり手不足解消に向けた議員報酬増額に関する議論を進めており、議長から町長宛ての議員報酬見直しについての要望書提出や、報酬審議会での意見聴取のための議員出席等を行っている。

(7) ハラスメント防止研修

令和3年11月に政治分野の男女共同参画を推進する観点から政治分野におけるハラスメント防止議員研修を開催し、令和6年度においては6月と、更に全国議会三団体が作成した地方議会議員のためのハラスメント防止研修動画を活用し10月に開催した。

高知県 芸西村議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

1. 対面方式の質疑応答

芸西村議会は、本会議において質問者と答弁者が対面の位置で議論する「対面方式」を長年としており、質問者は「質問台」、答弁者は「答弁台」から、対面で質問や追及、答弁ができるため、執行部、議員それぞれが臨場感と緊張感をもって質問や議論をすることにより、活発なやり取りができている。

2. 他市町村との交流、連携活動

芸西村議会は、安芸郡町村議長会での活動を通して、四国南東部での道路整備について徳島県海部郡の町議会議長会と連携し、隔年で高知・徳島県の知事、県議会議長への要望活動を行っている。加えて、国の各関係省庁、高知・徳島県選出国会議員への要望活動を実施し、県域を越えた他市町村との連携を図り、四国南東部の道路整備について早期の完成に向けた活動を行っている。

(事績 2) 住民に開かれた議会

1. 議会だよりの単独発行

議会だよりは平成 6 年より村広報誌とは別に発行している。広報編集委員会は議員全員の 10 名で構成されており、各々が、議会だより作成の企画段階から参画している。議会からの情報を議員自らの手で情報発信をすることで、広報活動に責任を持ち、発刊に取り組んでいる。内容については、議長や議員の活動を「議会の動き」と題し、①会議間の議員活動を一覧表にして議会活動をわかりやすくしたもの、②本会議・臨時会議で提出される予算や議案、③一般質問・質疑等のやり取り、④各常任委員会の会議や視察などの委員会活動を写真やイラストを交え、住民に対してわかりやすく、興味の湧くような紙面を作るように心がけて編集に取り組んでいる。表紙の写真などは、四季折々の風景や学校行事、村事業の目玉になるものを採用し、住民の目に留まるように工夫を凝らすなど、村政や議会活動に親しみやすくなるような議会だよりの作成を心がけている。

2. 議会の情報発信

芸西村議会として、ホームページを活用した情報発信を行っている。議会の傍聴や請願・陳情手続きについての方法や議員の紹介、本会議・臨時会議の一般質問やそれに関する答弁などの会議録や議決状況の賛否などを発信し、住民に対して会議の情報を積極的に分かりやすく伝えられるように工夫し、住民の議会への関心を高めようと努力している。

また、令和2年度より、議場で傍聴ができない住民に対し、役場庁舎1・2階の執務室や廊下・ロビー、隣接の村民会館2階会議室・廊下、1階大ホール・ロビーにおいて音声放送を流すことが可能となり、議会だよりやホームページだけではなく会議の内容を住民にリアルタイムで伝えることができるようになり、これまで以上により開かれた議会として活動ができるよう創意工夫をしている。

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

1. 議会のデジタル化

芸西村では、令和2年度に議員発信によりペーパーレス化を提案し、議会運営にタブレットの導入の検討を行い、令和3年度より正式に会議システムの導入を行った。

定例会・臨時会での議案書や発議文などの文書をタブレットでダウンロードし、会議を行っている。それに伴い、議員の机上にはタブレットと簡単な筆記用具程度となっており、ペーパーレス化が推進され、印刷経費の削減や書類の準備等の煩雑な面が解消されている。

また、SNSを利用し議員間の日々の予定や連絡事項など情報の共有を行い、委員会の開催や研修会への出欠確認などに活用されている。SNS等の様々なツールを利用することで、議会運営が円滑に進む要因の一つとなっている。

福岡県 築上町議会

(事績 2) 住民に開かれた議会

1, 議会報告会について

・令和 4 年度

令和 5 年 2 月 11 日に、築上町役場 1 階住民プラザで、「議会報告会～議員と住民のカタリ場～」を開催した。議員は 9 名、参加者は、午前と午後で入れ替え制とし、合計 28 人であった。

「報告会」という名前ではあるが、「ステージ側に議員が並び、参加者がその報告を聞き、希望者が質問をする」という一般的なかたちではなく、「一つのテーブルに 4～5 人程度が集まり自由な雰囲気です話し合う」、いわゆる「ワールドカフェ方式」で行った。

まず、複数のテーマを設定し、テーマごとに円形テーブルを設置。各テーブルには議員を 1～2 名配置した。これにより、少人数で対話することができ、相手の意見も聞きやすく、自分の意見も言いやすくなるというメリットが得られた。

運営については、事前に、議会報告会実行委員会を立ち上げ、議員自身が企画・立案・運営等を行い、それを、議会事務局職員 5 人が補助するかたちとした。参加者には、当日、飛び入り参加した人もおり、中には、今まで一度も傍聴に来たことがないという人もいた。穏やかに情報交換をするテーブル、議論が白熱するテーブル、「あー」と納得の声が上がるテーブル等、その様子も様々であった。結果、予定時刻を少しオーバーしての終了となった。

終了後は、アンケートを実施。アンケートのなかで、築上町執行部からの回答が必要なものに関して、後日、築上町ウェブサイト内の議会ページに掲載した。

・令和 5 年度

令和 6 年 2 月 1 日に、YouTube 築上町議会チャンネルにて、「令和 6 年築上町議会報告会」の配信を開始した。この映像は、議会報告特別委員会委員を中心に、企画から撮影、編集までをすべて議員が行ったものである。視聴者が自分の都合に合わせて視聴できるように、長さの異なる 2 種類の映像を用意した。ひとつ目は、全編、約 35 分。ふたつ目は、全編を 4 つの項目に分けたものである。それぞれ、「議長挨拶・議員紹介」、「築上町議会の役割・活動報告・築上町の概要」、「議会運営委員会・常任委員会の報告」、「特別委員会の報告・挨拶」の 4 つであり、内容は約 10 分である。議場を背景に、にこやかな議員の表情が印象的である。

2, インターネットでの情報発信について

- ・ 築上町ウェブサイト内の議会ページに、会期日程表、議案目録、一般質問事項（定例会のみ。令和元年 2 月から）及び会議録（本会議のみ。合併後の平成 18 年 1 月臨時会から）を掲載している。
- ・ 本会議の映像を、1 週間程度で、YouTube 築上町議会チャンネルで録画配信している。個人情報漏洩を防ぐために、ライブ配信は実施していない。

（事績 3）議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

自然豊かで歴史も深い築上町だが、過去には、首長・議員・職員が逮捕される事件があり、「罪状は異なれど、この根底には、パワーハラスメントがある」との視点から、これを教訓とし、合併により築上町が誕生した平成 18 年（2006）に、「築上町政治倫理条例」を制定した。この条例は当時、「日本一厳しい」と言われる内容で、対象を、町長・副町長・教育長・町議会議員・公営企業管理者および公社役員としており、「資産報告書の記載事項」、「町工事等に関する遵守事項」については、特に厳格なものとなっている。また、制定から十数年が経過しており、実態に即した内容になるよう、「町工事等に関する遵守事項」等について、昨年、条例を改正した。

さらに、職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保する目的で、平成 30 年（2018）9 月、「築上町不当要求行為等の防止に関する条例」を制定した。第十条では、「不当要求行為等に対して、警察と相談・連携して対応するものとする」と規定している。

このように築上町議会内で、ハラスメントへの関心が高まるなかで、令和 4 年（2022）6 月に、福岡県議会において、「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」が制定された。都道府県議会でのハラスメント根絶条例は、初であったこともあり、築上町議会でも、大きな時代の変化であるとの衝撃を持って迎えられた。これを受け、武道修司議長（当時）、塩田文男議会運営委員会委員長（当時）らを中心に、築上町議会でも、ハラスメント根絶条例制定への気運が高まり、具体的に取り組むことになった。

令和 3 年 9 月に、福岡県の市町村議会で、いち早く、中間市議会が「中間市議会ハラスメント根絶条例」を制定しており、これを参考に、議会運営委員会で作ったたたき台を作り、その後、全員協議会で議論を重ねた。当時、築上町議会には、女性議員が 2 名在席しており、男性が多くを占める議会のなかで、新しい視点をもたらした。

熱い議論の集大成として、令和4年（2022）、築上町議会ハラスメント根絶条例を制定した。ハラスメントの定義について、セクハラ、パワハラは、もちろん、マタハラ、介護休業などの申出や環境が害される行為もハラスメントであると高らかに謳い、また、異議申立について、「議長に異議を申し立てし、訴訟をすることができる」と明記した。

また、議員研修誌『地方議会人』（2024年7月号、中央文化社）「■特集 ハラスメントのない議会へ」に塩田文男議長が寄稿し、「現地報告 女性議員の意見がカギとなるハラスメント根絶条例を制定」として、3頁に渡って掲載された。